

旭川市民文化会館整備基本構想（案）

令和6年（2024年） 月
旭川市教育委員会

目次

第1章 基本構想策定の背景	
1.1 はじめに	1
1.2 基本構想策定の経緯	1
第2章 (仮称) 新文化ホールを取り巻く環境	
2.1 文化ホールを取り巻く動向	3
(1) 国・道の文化振興政策の動向	
(2) 文化ホールの動向	
2.2 旭川市における関連計画等	5
2.3 旭川市民文化会館の現状と課題	9
(1) 旭川市民文化会館の現状	
(2) 旭川市民文化会館の利用状況	
(3) 施設の課題	
2.4 旭川市及び周辺市町のホール設置状況	14
(1) 市内のホール	
(2) 周辺市町のホール (メインホールの座席数)	
2.5 検討の経緯	16
(1) 旭川市民文化会館の在り方検討会	
(2) 旭川市民文化会館整備基本構想検討会	
第3章 (仮称) 新文化ホールの基本的な考え方	
3.1 基本理念	32
『次世代へつなげる文化交流活動の拠点 ～市民の誇りと愛着を育む道北のランドマーク～』	
3.2 基本的な役割	32
(1) 日常利用	
(2) 多機能連携	
(3) インクルーシブ	
(4) まちづくり	
(5) シンボル	
(6) アクセシビリティ	
(7) コストパフォーマンス	

第4章	(仮称)新文化ホールに必要な機能と考え方	
4.1	(仮称)新文化ホールの施設概要	35
	(1) 施設機能	
	(2) 多機能化の検討	
	(3) 施設整備における配慮事項	
	(4) 施設の規模	
4.2	(仮称)新文化ホールの建設地	42
	(1) 市有地3箇所を例とした敷地に係る要素の比較	
	(2) 敷地に求められる要素について	
4.3	(仮称)新文化ホール整備事業	47
	(1) 事業費の考え方	
	(2) 整備手法	
第5章	管理運営の考え方	
5.1	管理運営方法の基本的な考え方	49
第6章	今後の進め方	
6.1	今後のスケジュール	50
6.2	市民意見の取り入れ	50
	(1) 情報の発信	
	(2) 市民意見の聴取	
6.3	基本計画の策定に向けて	50

第1章 基本構想策定の背景

1.1 はじめに

本基本構想は、旭川市民文化会館の建替えに向けて、(仮称)新文化ホールの理念や求められる機能を整理したものです。基本構想とは、施策や事業の目標・将来像を示し、それらを実現するための基本的な施策の方針について説明するものです。公共施設においては、建物の計画や設計を進めるための具体的な指針を示す役割もあります。基本構想は、設計から建設、さらにしゅん工後の運営に至るまで上位に位置付けられ、各種の検討過程での意思決定や合意形成の指標となります。

本基本構想では、第1章で、基本構想の策定に至った経緯や背景を簡単に説明しています。

第2章では、国や北海道の文化振興政策の動向や、旭川市における関連計画、旭川市民文化会館の現状と課題などを整理しています。また、旭川市民文化会館整備基本構想検討会での検討経緯についてもまとめています。

第3章では、(仮称)新文化ホールの基本理念を掲げ、同施設が担うべき基本的な役割について説明しています。

第4章では、(仮称)新文化ホールに求められる機能を設定した上で、整備における配慮事項といった施設の性能面の概要を整理するとともに、事業費や整備手法の基本的な考え方についても紹介しています。

第5章では、管理運営方法について、基本的な考え方を整理しています。

第6章では、今後のスケジュールなどを整理し、今後の検討の進め方について説明しています。

1.2 基本構想策定の経緯

旭川市民文化会館は昭和50年(1975年)の開館以来、道北圏において最大規模である1,500席以上の大ホールや300人規模の小ホールなどを有する文化施設として市民に愛されてきました。開館から約50年が経ちますが、大規模改修が行われることなく現在は老朽化の一途をたどっています。

過去には、平成26年度(2014年度)に大規模改修に係る基本計画を策定した上で、基本設計をまとめたものの、耐震化など更なる検討事項の追加やそれに伴う工事費の増額が予想されたことから、実現は一度見送りとなりました。

その後、新庁舎の整備に併せて、建替えの検討がなされるなどの経過もありましたが、建替えも含めた文化会館の整備については、市民意見を十分に聞き、時間をかけて検討することとし、以後、必要となる修繕を行いつつ、大規模改修における耐震対策や費用負担に関する調査を実施するとともに、文化団体・利用団体アンケートや市政モニター調査、市民向け見学会等を実施し、市民意見の収集を行ってきました。

こうした経緯を踏まえ、令和4年度（2022年度）に「旭川市民文化会館の在り方検討会」を開催し、6月から11月まで計5回の検討を行った結果、全体として「建替えの方が望ましい」との意見が多くを占め、大規模改修について積極的な意見はありませんでした。加えて、文化庁の委託を受け、（公社）全国公立文化施設協会が実施する「劇場・音楽堂等への芸術文化活動支援」により専門知識を持つ支援員の派遣を依頼し、舞台設備を中心に施設状況を確認いただいた結果、旭川市民文化会館において20～30年の延命化を目指すような「改修工事」を行うことは、築年数を考えると現実的でなく、当面の間、現施設を使用できるよう必要な改修を行い、その間に現代の仕様に合った新施設の建替えを検討するのが妥当であるとの回答がありました。これらの結果を踏まえ、「旭川市民文化会館の整備の方向性」として、建替えに向けた検討を進めることとしました。

そして、令和5年度（2023年度）に「旭川市民文化会館整備基本構想検討会」を開催し、学識経験者、ホール利用団体の関係者、公募市民等の計12名の参加の下、基本構想の策定に関する意見を聴取し、旭川市民文化会館の整備に係る基本的な考え方について検討しました。

本基本構想は、上記の経緯を踏まえた上で策定するものです。なお、「旭川市民文化会館整備基本構想検討会」における検討経緯については、本基本構想の「2.5 検討の経緯」に詳細な内容を記載しています。



第2章 (仮称) 新文化ホールを取り巻く環境

2.1 文化ホールを取り巻く動向

(1) 国・道の文化振興政策の動向

文化ホールに大きく関わる国や北海道の文化振興政策は以下が主なものであり、本基本構想は、これらの政策の内容を踏まえ策定するものです。

① 文化芸術基本法

「文化芸術基本法」は、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的として、平成13年(2001年)12月施行の「文化芸術振興基本法」が改正され、平成29年(2017年)6月に施行されました。

本法では「文化」の射程を広げるという趣旨の下、文化・芸術だけの振興にとどまらず、観光やまちづくりなど、より幅広い分野と連携した文化政策の推進をうたっています。

また、地方公共団体においては、地域の実情に即した「地方文化芸術推進基本計画」の策定に努めることなど、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。

② 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」は平成24年(2012年)6月に施行されました。

劇場、音楽堂等については、これまで主に施設の整備が先行して進められてきた経緯があります。劇場、音楽堂等が図書館や博物館と異なり機能を規定する根拠法がなく、多目的に利用される場合が多い一方で、その機能が十分に発揮されていないことや、地方では多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況を改善する必要があること等を背景として、本法は施行されています。

本法では、「文化芸術基本法(旧文化芸術振興基本法)」の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を通じ「心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現」に寄与することを目的としており、劇場、音楽堂等の事業を支援することに加え、地域の特性に応じた実演芸術の振興や学校教育との連携など、国及び地方公共団体が取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備を進めることが定められています。

③ 北海道文化振興条例

「北海道文化振興条例」は平成13年(2001年)の「文化芸術振興基本法」制定に先立ち、平成6年(1994年)3月に施行されました。

本条例は「北海道の鮮やかな四季と雄大な自然の下で、先人たちの遺した文化を大切に守り育て、新しい地域文化を創造するとともに、これらの文化の恵沢を全ての人々が享受することのできる生活文化圏を築いていくこと」を目的としています。

文化振興の基本となる指針として、「芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充」や「文化環境の整備及び充実」等を掲げるとともに、北海道文化基金を設置し、公益財団法人北海道文化財団を通じ、文化団体等及び市町村に対する活動支援などが行われています。

(2) 文化ホールの動向

日本の文化ホールの在り方は、それぞれの時代背景や求められる役割に応じて変化してきました。戦後、文化ホールの大半は市民会館や文化会館などの名称で呼ばれ、1,500~2,500席程度のホールが立て続けに建設されましたが、多種多様な演者や観客の欲求に応えなければなりませんでした。そのため、この時代の文化ホールは多目的ホールと呼ばれ、多彩な演目に対応した一方で、専門性には欠ける傾向にありました¹⁾。

1980年代には、より専門性を求める観客や演出家、演者からの要望が高まり、専門性の高い専用のホールが全国各地で誕生し、地方都市を中心に、全国で専用ホール・芸術劇場ブームが展開されます。1980年代後半からのバブル景気で地方自治の財政に余裕があったこともあり、1990年代にかけて、ジャンルがより細分化された専用ホールが建設されました²⁾。

2000年代以降は、劇場には上演機能に加え、創造機能が必要不可欠であるという提案が行われるようになります。市民の継続的な創造活動が行われることで舞台芸術の向上や利用の裾野を拡げることができるという狙いの下、創造機能を持つとともに、ソフト面も充実した文化ホールが建設され始めました³⁾。

こうした経過から、現在建設されている文化ホールは、劇場技術の進歩により劇場に特化した高機能ホールや、幅広い演目に対応する多目的ホールなど、自治体のニーズに合わせ細分化されています。文化ホールを新しく建設する際には、市民文化の創造的な活動支援を踏まえながら、地域の実情に応じた配慮や工夫が求められています⁴⁾。

1)日本建築学会.劇場空間への誘い.東京,鹿島出版会,2010

2)清水裕之.演劇を主体とした創造型公共舞台芸術施設の基本理念と施設計画の課題.日本建築学会計画系論文報告集.1992年,437巻,p.45-56.

3)森幹雄,杉山茂一,横山俊祐.公共多目的ホールにおける可変機構の有効性に関する研究.日本建築学会計画系論文報告集.2006年,71巻,p.55-62.

4)伊東正示.最新の劇場・音楽堂等の特徴と機能について.電気設備学会誌.2013年,33巻,12号,p.881-884

2.2 旭川市における関連計画等

基本構想の策定に際し、まちづくりや文化芸術に関連する旭川市の計画等を整理します（図 2-1）。

まず、最上位の計画として、①「第8次旭川市総合計画」が旭川市の市政運営を図るための基本方針を掲げています。次に②「旭川市都市計画マスタープラン」と③「旭川市立地適正化計画」があり、前者が今後の望ましい土地利用や交通施設の整備などまちづくりに関わる全般的な方針を定め、後者がマスタープランをより具体的に推進するものとして位置付けられています。さらに④「旭川市公共施設等総合管理計画」は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、中長期的な視点から、基本的な考え方や取組の方向性を定めています。最後に⑤「旭川市文化芸術振興基本計画」が挙げられ、文化交流活動の拠点である（仮称）新文化ホールは、この計画に沿った整備が求められます。

上記の計画を踏まえ、（仮称）新文化ホールは、市民の生活の質の向上という公共施設の最も基本的な役割を重視し、多くの市民に親しまれ、安心して利用できる施設として、既存施設や周辺の公共施設の状況を鑑みつつ、文化芸術の振興や交流機能の充実、まちづくりに貢献できるよう計画を進める必要があります。

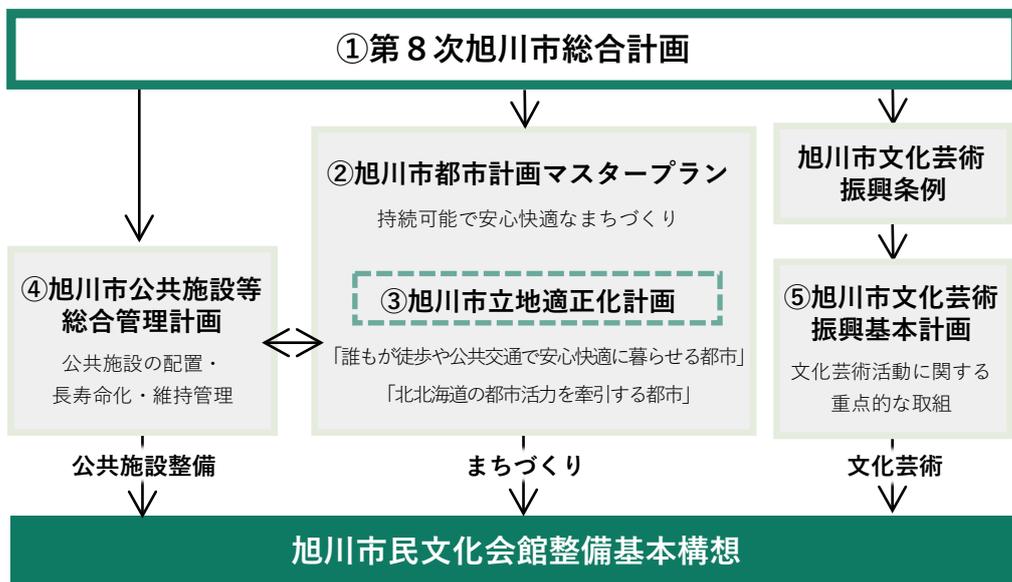


図 2-1 旭川市における関連計画

① 第8次旭川市総合計画

総合計画とは、旭川市の総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本となる最上位の計画であり、基本構想と基本計画で構成されています。第8次旭川市総合計画の期間は平成28年度（2016年度）から令和9年度（2027年度）までの12年間としています。

第8次旭川市総合計画では、目指す都市像を「世界にきらめく いきいき旭川～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」とし、総合的にまちづくりを進めるため、旭川市が目指すべきまちの方向性として、5つの基本目標とその目標を実現するために13の基本政策を掲げています。基本目標「たくましく未来を拓く人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します」の基本政策「スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり」の施策に「個性豊かな北国らしい文化の振興」があり、ここで旭川市民文化会館の整備をはじめ、文化芸術関連施設の機能の充実を図ることが明記されています。

② 旭川市都市計画マスタープラン

旭川市都市計画マスタープランでは、総合計画で示された「都市づくりの基本方針」を具体化し、都市計画分野における基本方針を示す役割として、平成28年度（2016年度）からおおむね20年後の令和18年度（2036年度）までを計画期間としています。

この計画では都市整備の目標を「持続可能で安心快適なまちづくり」とし、将来を見据えた都市機能を維持しつつ、誰もが安心して快適な生活環境の形成を目指しています。

具体的には、都市全体の整備目標を踏まえ、土地利用の目標では、将来にわたって全ての市民の暮らしやすさを確保するため、中心市街地や一般市街地のそれぞれが機能的に役割分担することを掲げています。その上で、地域の核となる拠点に都市機能の集積を図り、その周辺にまとまりのある居住エリアを形成することで、「歩いて暮らせる生活圏」を基本的なスケールとするコンパクトな都市空間の形成を目指しています。

③ 旭川市立地適正化計画

旭川市立地適正化計画は、旭川市がこれまでに整備してきた都市基盤や都市機能をはじめとする既存ストックを有効に活用しながら、よりコンパクトで利便性と持続性の高いまちづくりを進めていくため、旭川市都市計画マスタープランをより具体的に推進するための計画として策定され、一体の計画である旭川市都市計画マスタープランと同じ令和18年度（2036年度）までを目標期間としています。

旭川市立地適正化計画の目指す都市像として、2つが掲げられています。一つ目は「誰もが徒歩や公共交通で安心快適に暮らせる都市」で、生活利便施設、居住地がまとまって立地し、誰もが生活利便施設に容易にアクセスできる環境の維持を目標にしています。二つ目は、「北北海道の都市活力を牽引する都市」であり、北北海道の拠点都市として、また、旭川圏都市計画区域の中核都市としての魅力向上や機能連携を図ることで、将来にわたり、これまでどおりの暮らしやすさやにぎわい等の確保を目標にしています。

また、立地適正化に向けた都市機能の基本方針の一つである「高次な都市機能が集積する魅力ある広域拠点の形成」として、中心市街地では、多くの人が集まり恒常的なにぎわいを創出できるよう都市基盤や都市機能、交通結節機能等の有効活用を図るとともに、高次な都市機能の維持・集積を誘導し、道北の広域拠点にふさわしい魅力ある都市空間の形成を目指しています。

④ 旭川市公共施設等総合管理計画

旭川市公共施設等総合管理計画は、今後の人口動向や市民ニーズに応じた公共建築物の最適な配置、施設の長寿命化、維持管理の適正化などを進めることによって、市民が安心して利用できる公共施設等を将来にわたり持続的に提供していくことや公共施設等の更新などに係る財政負担の軽減・平準化を図ることを目的としています。

本計画は、総合計画をはじめ、都市計画マスタープランや立地適正化計画などと整合を図りながら、公共施設等の基本的な方向性を示すものです。計画期間は平成28年度（2016年度）から令和21年度（2039年度）までの24年間で、基本的な方針として、既存施設の複合化、多機能化などにより必要な機能やサービスの集約を図る「施設保有量の最適化」、民間活用の促進、広域的な連携などを通じた「コストの抑制と財源確保」があります。

本計画に基づく具体的な取組内容を整理した「旭川市公共施設等総合管理計画 第1期アクションプログラム」では、旭川市民文化会館については、基本計画等の策定を通じて旭川市公会堂を含む取組内容を整理・実施する一方、旭川市公会堂については、旭川市民文化会館との機能集約を検討することとしています。

⑤ 旭川市文化芸術振興基本計画

旭川市文化芸術振興基本計画は、平成21年（2009年）4月施行の旭川市文化芸術振興条例に基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定され、計画期間を平成28年度（2016年度）から令和9年度（2027年度）までの12年間としています。

この計画では、条例第2条に定める基本理念を基に設定された4つの基本目標と、条例第5条に定める基本計画の事項として11の基本項目を掲げ、条例の内容と整合のとれた施策の展開が図られています。特に、重点的・横断的に取り組むべき事項を、「重点的な取組」として4つ設定しています。

一つ目として、「文化芸術活動に関する情報を広く伝える」が掲げられており、文化芸術に関心がある人だけでなく、関心がない人にも情報が広く効果的に行きわたるような情報提供の仕組みづくりを目指しています。

二つ目として、「子供や若者が文化芸術に触れ、親しむ機会を増やす」が掲げられており、次世代を担う子供たちや若者が、学校や地域、日常生活を通じて様々な文化芸術に触れ親しむことができるよう、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力や情報活用能力を育む機会を充実することにより、若い世代の文化芸術活動の促進を図ることを目指しています。

三つ目として、「文化芸術活動を支え、担う人材を育てる」が掲げられており、文化芸術に関する専門的知識を持つ多様な人材を育成するとともに、各分野の指導者やリーダーとなる人材の養成や、これから文化芸術活動を行いたい人、実際に活動している個人や団体、鑑賞する人をつなぐ橋渡しとしての役割を担う人材の育成や仕組みづくりの推進を目指しています。

四つ目として、「文化を広範囲に捉える意識を高める」が掲げられており、従来の文化芸術や伝統芸能等の枠にとらわれず、文化を広範囲に捉える意識を醸成しながら、文化芸術の振興施策を展開していくことや、旭川市の豊富な地域資源を活用しながら、豊かな自然と都市機能が調和した旭川らしい、文化芸術の創造を目指しています。

2.3 旭川市民文化会館の現状と課題

旭川市民文化会館は、昭和49年（1974年）に建設された文化ホール施設です。道北圏において最大となる1,500以上の席数を有する大ホールと約300席の小ホールに加え、展示室・会議室等を備えており、市民の文化活動や全国規模の催事など様々な目的で利用することができる施設として、旭川市民のみならず周辺地域の方々からも長く親しまれています（表2-1）。

表 2-1 文化会館の概要

しゅん工	昭和49年（1974年）12月16日
開館	昭和50年（1975年）2月2日
敷地面積	11,441 m ²
用途地域	商業地域
防火地域	防火地域
その他の地域地区	景観計画区域，駐車場整備地区，駐輪場整備区域
規模構造	地上3階・地下1階・塔屋1階，鉄筋コンクリート造，一部鉄骨造
建築面積	6,102 m ²
延床面積	12,035 m ²
最高高さ	23.7m
大ホール	座席数：1,546席，車椅子席：2席，楽屋数：4部屋
小ホール	座席数：318席，楽屋数：3部屋
展示室	1部屋 598.47 m ²
会議室	6部屋
リハーサル室	1部屋 135.16 m ²
和室	1部屋 96.71 m ² （舞台含む）
その他付帯施設	売店：36.12 m ²

(1) 旭川市民文化会館の現状

旭川市民文化会館は、旭川市役所総合庁舎と同じ区画に立地しており、JR旭川駅から徒歩20分程度の位置にあります(図2-2)。この一画には、収容台数235台の7条駐車場(地下駐車場)があります。また、この一画は、7条緑道を通じて文化芸術ゾーンとして位置付けられる常磐公園とも近接しており、公園内には旭川市公会堂や旭川中央図書館等の文化施設があります。

前面道路は片側2車線のバス通りで、車通りも多くなっています。市民の交通を取り巻く状況は自動車への依存度が高く、市内のバスの利用率については低下傾向にあります。

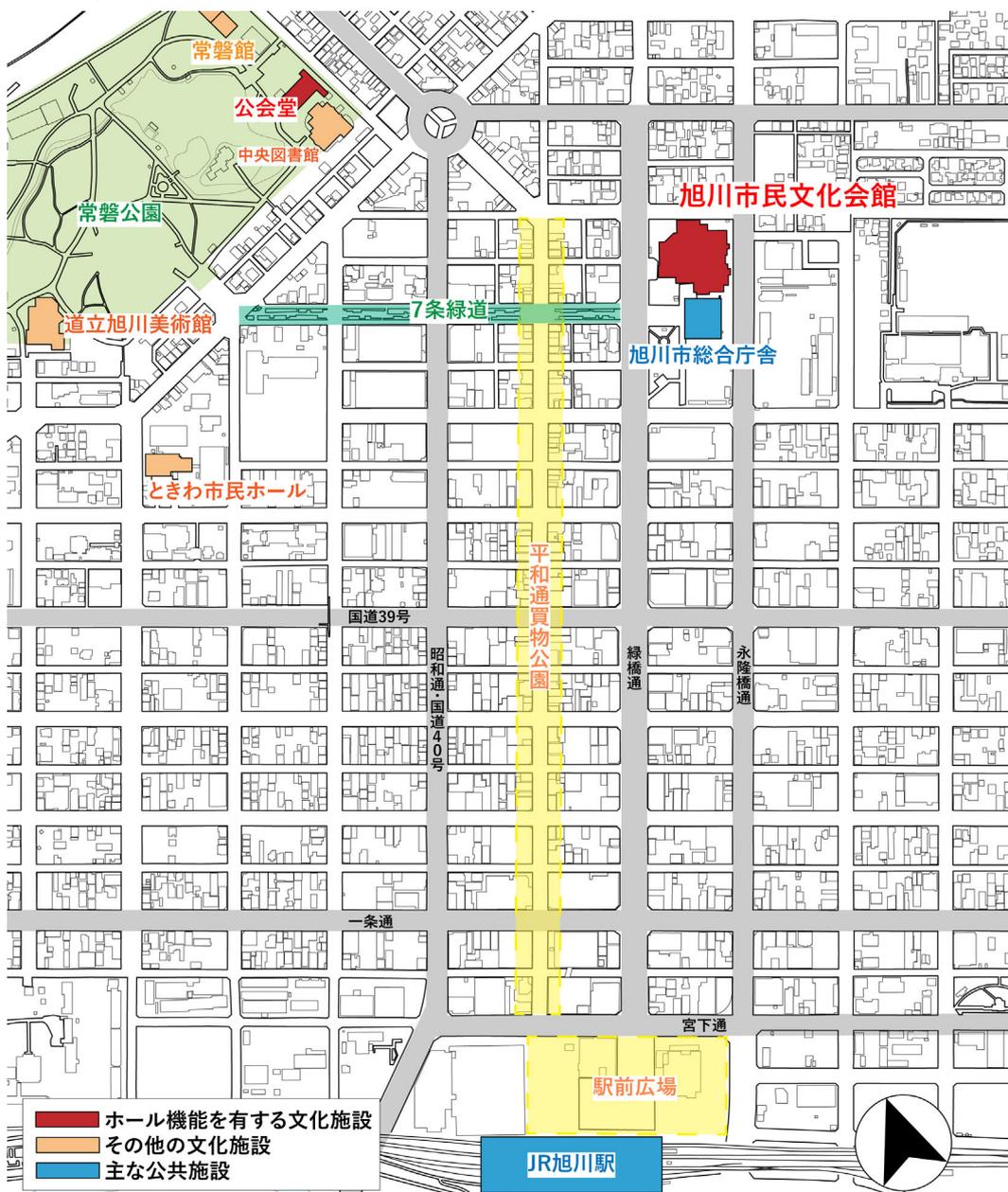


図 2-2 文化会館の周辺環境

（2）旭川市民文化会館の利用状況

令和4年度（2022年度、直近の年度）及び令和元年度（2019年度、新型コロナウイルス感染拡大以前の年度）の利用状況は、次のとおりです（図2-3、図2-4）。

大ホールは、令和4年度に約9万6千人、令和元年度に約13万7千人の利用があり、利用率は令和4年度で約61%、令和元年度で約71%となっています。分野別の利用割合では、令和4年度は音楽が最も多く約48%、次いで講演等が約18%、その他が約17%となっています。令和元年度も音楽の利用が最も多く約54%、次いで講演等が約21%、芸能が約11%となっています。

小ホールは、令和4年度に約1万5千人、令和元年度に約2万人の利用があり、利用率は令和4年度で約51%、令和元年度は約69%となっています。分野別の利用割合では、令和4年度は音楽が約37%、講演等が約26%、その他約16%という順番であるのに対し、令和元年度は音楽が約43%、講演等が約21%、芸能が約14%となっています。

旭川市民文化会館の別館である旭川市公会堂は、令和4年度に約2万2千人、令和元年度に約4万人の利用があり、利用率では令和4年度が約37%、令和元年度が約49%となっています。分野別の利用割合では、令和4年度は音楽が約37%、講演等が約26%、その他が約16%であり、令和元年度は音楽が約43%、講演等が約21%、芸能が約14%となっています。

展示室の利用率は令和4年度で約52%、令和元年度で約62%であり、分野別の利用割合では、令和4年度は複合分野（書道と絵画など、複数分野にわたる展示）が約30%、書道が約21%、絵画が約17%に対し、令和元年度は複合分野が約42%、書道が約27%、次いで絵画・各種会場・控室が約9%で並ぶ形となっています。

会議室全体（和室・リハーサル室を含む。）の利用率は令和4年度で約45%、令和元年度で約47%ですが、各会議室によって利用率に差が生じており、各室の使い勝手などが影響しているものと考えられます。なお、会議室は会議や講演等のほか、ホールの利用に併せて控室や楽屋として利用される場合もあります。

和室の利用率は令和4年度で約30%、令和元年度は約24%であり、和楽器の練習や着座が必要なセミナーのほか、会議室と同様に、ホールの利用に併せて控室や楽屋として利用される場合もあります。

リハーサル室の利用率は令和4年度で約35%、令和元年度で約41%であり、各種文化活動のリハーサル等に単独で使用されるほか、会議室や和室と同様に、ホールの利用に併せて控室や楽屋として利用される場合もあります。

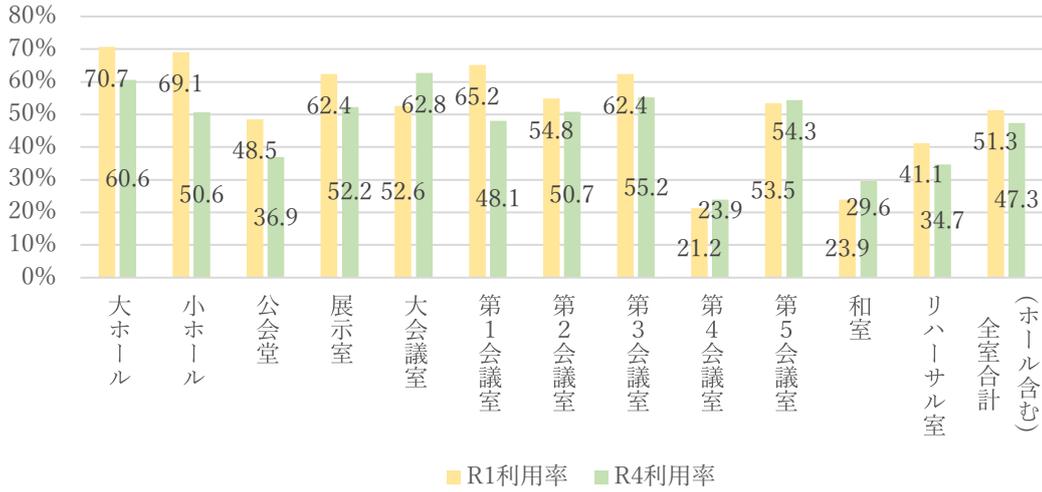


図 2-3 令和元年度・令和4年度 利用率

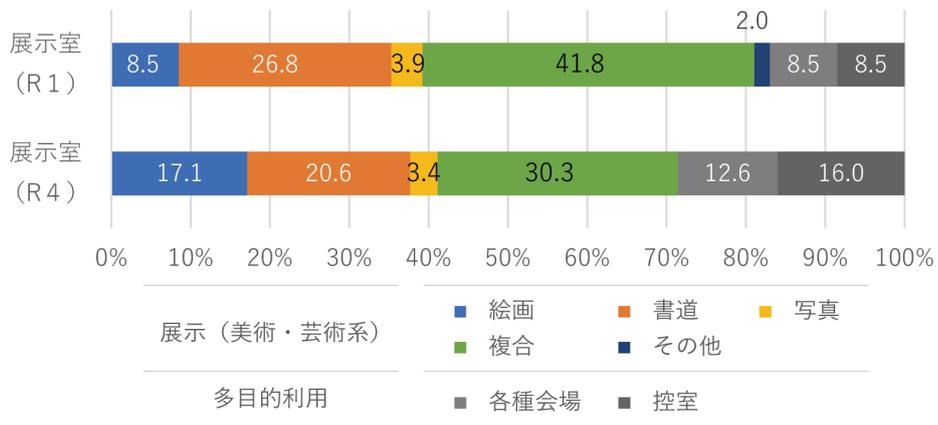
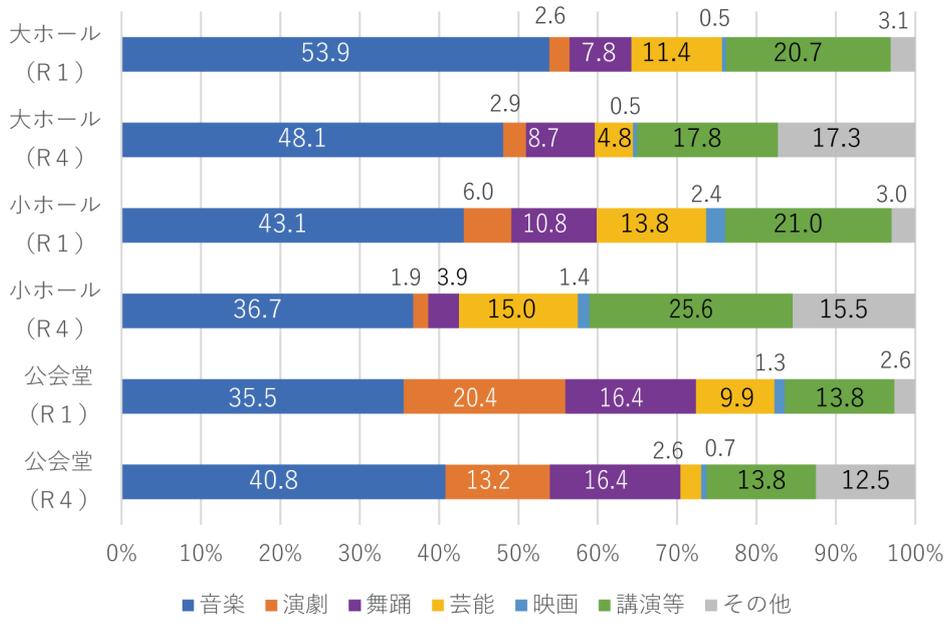


図 2-4 令和元年度・令和4年度 ホール及び展示室の分野別利用割合

(3) 施設の課題

○ 耐震性能の不足

開館以来、耐震改修がなされておらず、会議室や楽屋等が所在する管理棟の建物が耐震不足と診断されており、大ホール・小ホール及びエントランスホールの吊り天井が、現行の建築基準に適合していません。

○ 建物の老朽化

一部補修済みの箇所があるものの、屋上防水や外壁等の劣化による雨漏りや、ガラス等の劣化に伴う断熱性能の低下等が起こっています。また、ホールの座席や壁床等の内装材など、建物全体の老朽化が著しい状況にあります。

また、ホールの遮音性が低い点や搬入動線が使いにくい点なども課題となっています。

○ 設備の老朽化

冷房設備、暖房設備、給排水設備、電気設備や舞台機構設備など、館を支える設備の多くが耐用年数を大幅に超過しており、故障のリスクが高くなっていることに加え、一部設備は既に部品の生産が終了しているなど、メンテナンス時の部品調達にも苦慮しています。

○ ユニバーサルデザイン¹⁾

トイレにベビーキープやおむつ交換台が設置されておらず、洋式便器や多目的トイレが少ない点、段差や急こう配のスロープが多く車椅子での移動が困難な点や大ホールの車椅子席が少ない点など、バリアフリー面の措置が不十分である等の課題があります。

○ 運用面の課題

ホールの利用率は平均して高いものの、1週間の中では土日祝日、また1年間の中では春・秋の時期の利用が多い傾向にあります。このため平日や比較的使用が少ない時期の利用の掘り起こしが必要です。

また、会議室の利用状況から各室の利用率には差があり、特に室内のレイアウトを変更しづらい第4会議室と和室の利用率が低い状況にあります。

こうした点については、施設・設備の仕様や性能による部分だけでなく、利用料金の設定や予約受付方法など、施設の運用面の取扱いにも関係しています。

1)ユニバーサルデザイン：「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、できるだけ多くの人々が使いやすいようなデザインのこと。

2.4 旭川市及び周辺市町のホール設置状況

(1) 市内のホール

市内のホール機能を有する施設には旭川市公会堂と旭川市大雪クリスタルホールがあります（表 2-2）。

旭川市公会堂は旭川市民文化会館の別館として位置付けられており、717 席のホールは音楽や演劇などの文化催事に利用されています。また、耐震補強と改修工事による平成 25 年（2013 年）のリニューアルオープンに伴い、客席には旭川家具が採用されています。

旭川市大雪クリスタルホールは音楽堂と国際会議場、博物館の 3 つの施設で構成されており、様々なイベントに幅広く対応できる機能を備えています。音楽堂は 597 席で、演奏者と観衆が一体となって演奏を楽しめる室内楽などに適したホールとなっています。国際会議場は 300 人まで利用できる大会議室と式典、表彰式等に利用できるレセプション室、会議室、特別室を備え、研修会・講演会のほかコンベンション等でも多く利用されています。

表 2-2 市内のホール設置状況

施設名	旭川市公会堂	旭川市大雪クリスタルホール
所在地	旭川市常磐公園	旭川市神楽 3 条 7 丁目
敷地面積	—	52,709 ㎡
建築面積	1,449 ㎡	7,636 ㎡
延床面積	2,504 ㎡	9,699 ㎡
施設内容	ホール（客席 717 席、車椅子席 5 席） 楽屋（2 部屋） 主催者控室 多目的室（2 部屋）	○ 音楽堂 コンサート室（客席 597 席：1 階 523 席、2 階 74 席） リハーサル室（2 部屋） 楽屋（4 部屋） ○ 国際会議場 大会議室（スクール形式 180 名、シアター形式 300 名） レセプション室（スクール形式時 90 名、シアター形式時 150 名、立食形式時 100 名） 会議室（4 部屋） ○ 博物館
特徴	旭川市民文化会館の別館に位置付けられている中規模ホール。耐震強化に加え、座席間隔を広く改修している	音楽堂、国際会議場、博物館の 3 つの施設で構成されており、様々なイベントに幅広く対応できる機能を備えている
開館時期	昭和 33 年（1958 年）11 月 3 日 （平成 25 年（2013 年）4 月 1 日 リニューアル）	平成 5 年（1993 年）9 月 1 日
交通アクセス	旭川駅から徒歩 25 分	旭川駅から徒歩 15 分

(2) 周辺市町のホール（メインホールの座席数）

旭川市周辺の市町（旭川市 75km 圏の施設）におけるホール機能を有する施設では 500～700 席規模のホールが多く設置されている一方、大規模な催事を開催可能な 1,000 席以上の施設はないことが分かります。

なお、人口が多い札幌市内には 1,000 席以上のホールが 4 施設あり、そのほか、民間も含め多くのホールが設置されています（図 2-5）。

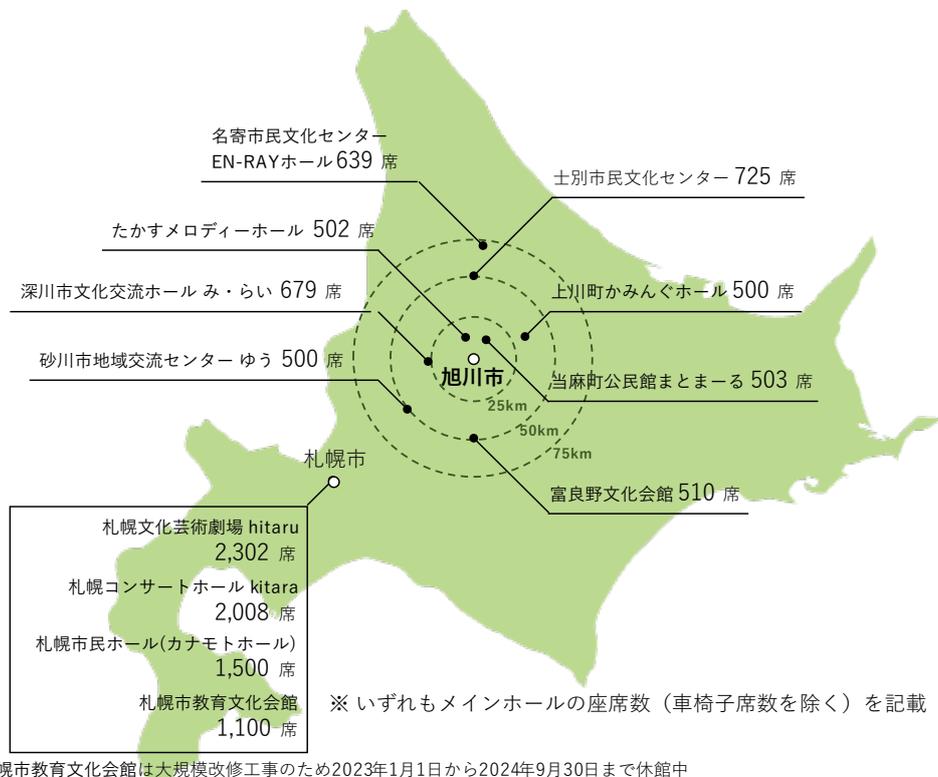


図 2-5 周辺市町のホール設置状況

2.5 検討の経緯

(1) 旭川市民文化会館の在り方検討会

令和4年度(2022年度)に、現在の旭川市民文化会館の課題を整理し、今後の目指すべき方向性、整備に向けた考え方などの在り方等について、学識経験者や市民の方々から意見をお聞きする場として「旭川市民文化会館の在り方検討会」を開催しました。

第1回検討会(令和4年6月)では、旭川市民文化会館の整備検討に係るこれまでの経緯と建物・設備等の現状について情報を共有しました。第2回検討会(令和4年7月)では、大規模改修の事例を参考に、旭川市民文化会館が大規模改修を行うと仮定した場合のメリットやデメリットについての整理を、第3回検討会(令和4年8月)では、建替えの事例を参考に、旭川市民文化会館が建替えを行うと仮定した場合のメリットやデメリットについて整理しました。第4回検討会(令和4年10月)では、第2回及び第3回検討会の内容を踏まえ、大規模改修と建替えについて比較しながら、旭川市民文化会館の整備の方向性について意見聴取を行いました。最終回となる第5回検討会(令和4年11月)では、これまでの検討会での意見と、第4回検討会における旭川市民文化会館の整備の方向性に関する意見を振り返り、共有しました。

結果として、整備の方向性については「建替えの方が望ましい」との意見が多くを占め、大規模改修について積極的な意見はありませんでした。また、下表2-3のとおり、今後の検討に際して留意すべき点について意見を集約しました。

**表 2-3 「旭川市民文化会館の在り方検討会」において整理した
「今後の検討に際して留意すべき点」**

今後の検討に際して留意すべき点	
【理念】 ・目的 ・コンセプト	・北海道内や道北地域における位置付け(役割) ・市民活動での利用を優先するか、興行など一般利用も同等とするか
【機能】 ・ホール(座席数等) ・会議室・展示 ・駐車場の確保	・公会堂の今後も踏まえた施設機能と規模 ・機能を検討する上で必要な情報の収集と分析 ・他の市内公共施設との役割分担 ・駐車場整備の在り方
施設の形態	単独施設とするか、複合施設とするか ※「単独」：現施設の機能(大ホールを中心とした機能)を有すること 「複合」：現施設の機能に、新たな機能を追加すること
場所	・コンベンションの実施・誘致に適した立地(宿泊施設に近いなど) ・市外からのアクセスのしやすさ ・周辺も含めた立地環境の考慮
運用	・管理・運営体制の構築
推進方法・体制	・市民の理解が得られる検討プロセス(整備面・運用面)の構築 ・将来利用者となる子供たちが興味を持つ仕組みの構築 ・市民に価値や必要性を理解してもらえるようなプロセスと議論の成熟

（2）旭川市民文化会館整備基本構想検討会

（1）の「旭川市民文化会館の在り方検討会」を踏まえ、旭川市民文化会館の整備に係る基本的な考え方の検討に向けて、学識経験者、ホール利用団体関係者、公募市民等の計12名の参加の下、令和5年度（2023年度）に基本構想の策定に関する検討会を開催しました。

【第1回検討会】

日時 令和5年6月13日（火） 13時30分～

場所 旭川市神楽公民館 第2学習室

事務局より検討会の趣旨及び旭川市民文化会館の整備の方向性についての説明を行いました。参加者からは、市民の日常的な利用について注目した意見が多く、催事が無い時のホールの開放や、複合する機能、多様な属性の人々が参加できる仕組み等についての検討の必要性について、確認しました。また、音響面では他の市町村からも演奏したいと思われるような性能の良いホールにしたいという意見などがありました（表2-4）。

全体として、旭川市の文化を育むための、旭川市ならではのホールを目指したいという方向性を確認し、今後は旭川市の個性からホールを考える必要があることを共有しました。



第1回検討会の様子

表 2-4 第 1 回検討会での主な意見（キーワード別に分類）

キーワード	主な意見
複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・どんな機能を複合すれば常に稼働するか、市民に利用してもらえるかという視点が重要 ・複合的な施設を造ってほしいが、現施設での各室稼働率を洗い出し、いらぬものは削り、必要なものを加えるという検討が必要 ・展示機能（展示室）の充実を図ってほしい ・建物種別として展示室とホールは別であり、多くの場合、展示室は美術館・博物館等が担うもの ・今よりもっと多目的に使える会議室の検討を
コンベンション	<ul style="list-style-type: none"> ・コンベンション機能があることで経済効果を見込める ・コンベンションで来た方に旭川の良い所を知ってもらえる ・現文化会館の周辺には、1,000 人規模のコンベンションを誘致できるくらい、ホテルが揃っている
予算	<ul style="list-style-type: none"> ・イニシャルコストは、1,500 席の大ホール単独施設で 100 億円程度、1,800～2,000 席の大ホール+会議室等で 130～150 億円程度、本日意見のあったアイデアをすべて実現しようとする 200 億円以上になると見込まれ、また建設費は年々上昇傾向にある ・イニシャルコストに費用をかけることで、ランニングコストを圧縮できる部分もある ・公共性を維持しつつ、財政負担も考慮した整備手法・運営手法を考える必要がある ・全ての要素を積み上げていくわけにはいかないため、このまちのコンセプトとして、何を優先的に考えるのか決めることが大事 ・ソフト面でもハード面でも無理のない構想
日常的な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールの建設時には、利用経験に差があることから、「全ての人が利用するわけではないのに、なぜそんなにも予算を使う必要があるのか」という議論がよく出る ・催事がない日はシャッターが閉まり、寂しく感じるため、見て楽しめる要素があると良い ・日常的な利用を通じて、ホールの催事に対する関心を喚起することが大事 ・催事がない時にどういう開放の仕方があるか考える必要がある ・おのずと人が集まるようなエントランス広場
オリジナリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・文化ホールの性質は、多目的に使えるものや専用性の高いものなど幅があり、施設でどうまちづくりをしていくのかという考え方で、施設の性能等が変わってくる ・自治体ごとのオリジナリティをどれだけ練り上げられるかが求められる ・今後の事例紹介では、良い部分を参照しつつ、自分たちの個性・固有の課題が何なのかという見方で議論していく必要がある
ホール機能	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな議題となるのはホールの座席数（現施設の大ホールは約 1,500 席） ・演奏家としてこのホールで演奏・レコーディングしたいと思える音響設備 ・現状の稼働率は音楽の割合が高いので、良い音楽を良い環境で聴けることが大事 ・客席数を可変式にするなど、現在公会堂が担う中ホール機能の継承も考える ・可変式客席・平土間にして避難所等にも利用可能に ・音響や使い勝手の良いホールにすることで、色々な団体が集まってくると良い
インクルーシブ	<ul style="list-style-type: none"> ・車での移動が不便 ・特に若い世代の人たちが気軽にに行ける場所 ・年齢や性別、身体能力によらず誰でも立ち寄りやすい居場所とすることが大事 ・視覚・聴覚障害のある方が美術・絵画・彫刻を楽しめるデザイン ・災害時の避難場所になるなど、全ての人ができる要素が入っていると良い
立地・敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなホールの面積は現状よりも大きくなる ・搬入などを考えた道路との接続 ・瞬間的な人の動きを吸収できるよう、駐車場や広場など、土地のゆとりをどれだけ確保できるかがポイント ・高齢化等を考えると、交通の便の良い立地にすべき ・敷地によって設計上工夫できることが変わる
シンボル性	<ul style="list-style-type: none"> ・まちに対する環境をデザインすることが大事 ・ランドマークになるような施設 ・まちのシンボルとして、市民の期待に応える建物 ・建物自体に魅力がある施設 ・このまちにこの建物があったらよかったと思える施設
道北の中心としての施設	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺自治体の稼働率の低いところ、割に合わないものを担うには、相当の覚悟が必要 ・現施設と同程度の規模の文化施設が、周辺の市町村にはない。周辺の市町村の分も担うという気持ちで造るのかどうか ・道北における文化の大きな基盤
文化醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術は楽しむもの、自己成長のためのもの ・音楽、芸術の足がかりとなる施設 ・旭川市文化芸術振興条例を吟味し、新施設との整合性をとる必要があるのでは ・この建物があったからこそ旭川の文化が深まったと思えるような施設 ・旭川の文化を育む

【第2回検討会】

日時 令和5年7月26日(水) 13時30分～

場所 旭川市民文化会館 第2会議室

全国的な文化ホールの潮流の変遷について事務局から説明した後、先行事例として枚方市文化芸術センター（大阪府枚方市）、水戸市民会館（茨城県水戸市）、由利本荘市文化交流館カダレ（秋田県由利本荘市）の取組について紹介した上で、旭川市における文化ホールの望ましい在り方について意見交換を行いました。

参加者の意見として、枚方市文化芸術センターは、建替えとなった背景が旭川市と類似しており、コンセプトの方向性やホール規模など現在の旭川市民文化会館と共通する部分が多く、由利本荘市文化交流館カダレは、多機能ホールとして多様なイベントに対応できるよう工夫して計画されているのが印象的で、どちらの事例も屋外スペースにゆとりがある点が印象的である等の意見がありました。また、水戸市民会館は、少ない敷地面積ながら3つのホールを有し、大規模なコンベンションにも対応できるよう計画されているのが印象的という意見がありました。旭川市では、障害の当事者や高齢者も含めた多様な人々が交流できる施設設備やパブリックスペースの存在が好ましいといった意見もありました。ホール機能に関しては、ホールの音響や照明といった性能面とコンベンション機能とのバランスが課題として挙げられました。

また、多用途な施設とすることにより、様々な用事の「ついで」に施設利用が期待される一方で、多目的が無目的にならないように注意する必要があるとの意見があり、そのためにはコンセプトを定めることが重要であることから、今後の検討ではこの点を特に重視したいことを確認しました（表2-5）。



第2回検討会の様子

表 2-5 第2回検討会での主な意見（キーワード別に分類）

キーワード	主な意見
複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的が無目的に変わってはいけない。コンセプトを持つことが大事 ・古くなった公共施設を集約して複合化する地方都市が多い ・展示室で展示のない時の利活用を考えたい ・複合化し部屋を共用することで面積の融通をきかせる ・会議用の会議室ではなくて、演出準備と会議両方使える部屋がほしい ・複合化で新しい価値が施設に付加されることで、稼働率がどう変わるか ・芸術展示ギャラリーを劇場型のホールと同等の位置付けにしてほしい ・展示室は現在の市民文化会館の広さが必要
コンベンション	<ul style="list-style-type: none"> ・全国規模の大会やコンベンションを実施すれば、地域の活性化につながる ・3,000人規模のコンベンションが開催できる機能があると良い ・国内外から大会などで利用者が訪れるような施設を作してほしい ・旭川市の状況を考えて、コンベンション的な機能を複合することが現実的
ついで利用	<ul style="list-style-type: none"> ・行ったついでに何か見れるとか、他にも何かできるような多用途であると良い
相互性	<ul style="list-style-type: none"> ・旭川で芸術分野に従事する有識者の方々と相互につなげる文化会館の在り方が必要
日常的な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館やギャラリー等の日常的に使う機能を複合することで使用率を上げる
余白空間	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールから出た時の圧迫感が苦手なので、ホール以外の公共スペースを広く造ってほしい ・メイン機能の床面積以外の空間に面積を充てていくというのが最近の文化施設の傾向として非常に特徴的である
屋内型パブリックスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道では冬季間、屋外スペースが機能しなくなる ・屋内型パブリックスペースという選択肢 ・水戸市民会館のように屋内型広場があれば冬季に室内で待つことができるので良い
インクルーシブ	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールでは席が確保されているが、オープンスペースが狭い施設では、ホールの外だと圧迫感がある ・車椅子トイレを男女別に造ってほしい ・車椅子でも使いやすい駐車場を ・利便性を高めるため、動線を短くする入口も必要では ・動線を長くするか短くするかはメリットとデメリットとがあり、ニーズに応じて選択できることが重要
オリジナリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・私たちの市民文化ホールはどんな考え方で何を指してどこに個性を持って考えていくのか
ホール機能	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽的な部分は絶対に良いものを造りたい ・多層にすることで機能を充実させられると良い ・音楽ホールと会議室の機能は分ける必要がある ・中ホールや小ホールは避難所としても使えると良い
立地・敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・事例から建設用地の広さが必要だと感じた ・敷地の使い方なども考えながら議論する必要がある ・将来の人口と交通の変化を考慮し敷地を選定する必要がある ・大ホール・小ホールなど、複数のホールを有するので、割と大きめになる
アクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化に伴い、アクセシビリティがますます求められる ・子供を持つ親としては、屋外スペースにゆとりがあると入りやすい
道北の中心としての施設	<ul style="list-style-type: none"> ・3,000人規模のコンベンションに対応できる宿泊施設を有しているのは北海道では札幌と旭川だけである

【第3回検討会】

日時 令和5年8月17日（木） 13時30分～

場所 旭川市民文化会館 第2会議室

基本構想の核となる「コンセプト」について、苫小牧市民文化ホール（北海道苫小牧市）における検討・立案時の流れについて事務局から紹介し、コンセプト策定までの経緯や考え方について共有しました。

また、第2回検討会で紹介した枚方市文化芸術センター（大阪府枚方市）、水戸市民会館（茨城県水戸市）、由利本荘市文化交流館カダーレ（秋田県由利本荘市）の3施設と苫小牧市民文化ホールについて、各施設がどのようなコンセプトを設定し、その実現のためにどのような機能や活動が想定され、どのような空間として整備されたか、4施設の特徴を比較しながら、旭川市ではどのように整備するべきか、意見交換を行いました。

参加者からは、日常的に誰もが利用できるよう、敷居の低い場所としたいという意見が多くありました。また、ホール機能の規模や性能に関する意見交換の中で、現状開催されているイベント等を引き継ぎつつ、道北の中心施設として、可能な範囲で質の高いコンサート等を誘致したいという意見があったほか、近隣市町村も含め既存施設との役割分担についても考える必要があるとの指摘もありました。ホール機能に関しては積層化についても注目され、積層型施設は上下で機能を分けて配置しやすい一方で、それぞれの機能が分断されてしまい縦動線の移動が面倒であるため相互利用を促しづらく、平面型施設は同じフロアでの機能の相互利用を促しやすい一方で建築面積が大きくなるという、積層型施設と平面型施設それぞれの利点・欠点について認識を共有しました。

第3回検討会を通して、（仮称）新文化ホールの整備に関して「旭川らしさ（アイデンティティ）」や「旭川市が担う役割」といった要素を重視する意見が多いことについて確認・共有しました。この点を踏まえ、次回以降の会議においては、文化芸術に関する役割を（仮称）新文化ホールがどの程度担うのかという部分を含め、施設のコンセプトに係る検討を行うこととしました（表2-6）。



第3回検討会の様子

表 2-6 第 3 回検討会での主な意見（キーワード別に分類）

キーワード	主な意見
複合化	<ul style="list-style-type: none"> 単に集約化して一つの施設に詰めるのではなく、機能の相乗効果が生まれるよう、それぞれの役割を再定義することが重要 コンベンションと文化芸術のバランスをどう設定するか 機能を何でも詰め込むことで多目的が無目的になってしまう可能性がある 市内の既存施設や、周辺市町村も含めた役割分担を考える必要がある
コンベンション	<ul style="list-style-type: none"> コンベンション機能は外せない要素である
予算	<ul style="list-style-type: none"> 可動式のホールはイニシャルコストとランニングコストの両方でお金がかかり、音響的にも有利にはならない 飲食機能を入れる際に、収支を合わせるための工夫が必要になる
ついで利用	<ul style="list-style-type: none"> 何かのついでに立ち寄れるような施設であってほしい
相互性	<ul style="list-style-type: none"> 文化会館が子供たちと芸術家とをつなぐ場所になってほしい
インクルーシブ	<ul style="list-style-type: none"> 子供たちにとって文化会館が馴染みのあるものであってほしい 普段からホールを利用している人だけでなく、全ての人が気軽に入りやすい透明性のある外観が好ましい
日常的な利用	<ul style="list-style-type: none"> 飲食できる場所があるのは、人が集まってくる大きな要素の一つだと思う 飲食・おしゃべりが可能など、居心地良い場所づくりが市民との距離を縮める 常に人が来るような機能を同居させることで、場所やイベントの存在を知るきっかけを生み出す
余白空間	<ul style="list-style-type: none"> 何かのついでに立ち寄れるような施設であってほしい
市民参加	<ul style="list-style-type: none"> デザインコンペを行うなど市民の意見を形に取り入れることで、市民の理解が得られる 市民中心の施設であってほしい。幅広い文化活動が発表できて交流できるような場であってほしい
積層型	<ul style="list-style-type: none"> 積層する場合、上下階の相互交流を保ちつつ、用途で分けられるような工夫が必要 現庁舎跡地に高層のホールを建てて、席数や駐車数を確保することは可能である ホールを高層化することで、道路の振動やサイレンなどは伝わりにくくなる 積層型は上下階でイベントを明確に分けられるメリットと分断してしまうというデメリットがある ・水戸市民会館のようにホールの多層化ができれば良い ・積層型は混雑時に狭隘さを感じるので、安全確保に留意する必要がある
アイデンティティ	<ul style="list-style-type: none"> 旭川市のアイデンティティとなるようなホール 子供たちが舞台に立つことを誇りやモチベーションに感じられるような施設であると良い 木工が有名であるため、木を生かした建物にすることで、旭川らしさにつながると思う
ホール機能	<ul style="list-style-type: none"> 世界レベルのアーティストを誘致できる程度のスペックがあっても良いと思う 舞台転換のしやすさ、楽屋やバックヤードの使いやすさも考えてほしい
ライブラリー・ギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> 個展やグループ展が可能な中規模の展示会場が旭川市にはないことを踏まえ、展示機能の規模を考える必要がある 図書館、飲食、椅子など様々な機能があり、目的がある人もない人も利用できる施設であると良い ・コンベンション等にも使いやすい部屋の構造・配置であると良い ・インターネット等により表現の機会と場所の選択肢が増えている時代であり、公共施設の役割や支援の仕方もバージョンアップしていく必要がある
立地・敷地	<ul style="list-style-type: none"> 近くで消防車のサイレンが鳴ることは、ホールを建てる際に懸念すべきである
管轄・所轄	<ul style="list-style-type: none"> 施設を管轄する行政主体が別（市と道など）の場合、同じ建物に集約することは難しい
道北の中心としての施設	<ul style="list-style-type: none"> 北海道の第二の中心として幅広い芸術に対応できるような施設 文化芸術を担っていく道北エリアの拠点でありたい
文化醸成	<ul style="list-style-type: none"> 旭川市は芸術のレベルが高く、それを大切に育てていくことが重要であると考えてるので、コンセプトとして「文化芸術」を推したい

【第4回検討会】

日時 令和5年9月5日（火） 13時30分～

場所 旭川市神楽公民館 第1学習室

参加者に2つのグループに分かれてもらい、グループディスカッション形式でコンセプト案を検討しました。第1回から第3回の検討会で出てきたキーワードを基に、それらの相関性や、新たに整備する施設において期待される具体的な活動をイメージしてもらい、アイデアを出し合いながら、コンセプトにつながるキーフレーズを作成していきました。

グループAでは、主にまちづくり、旭川らしさ、建設場所について意見が交わされました。コンベンション機能や周辺環境との関係、旭川に根ざした素材・デザインについて注目し、「まちに貢献する」「旭川らしい体験」「交流」「文化芸術を育む」というキーフレーズ案が形成されました。

グループBでは、主にアイデンティティ、施設機能、建設場所について意見が交わされました。デザイン都市としてのシンボル性や他分野の活動との関係、日常的なついで利用に注目し、「人が集う夢と感動のある空間～響き合う文化芸術～」というキーフレーズ案が形成されました。

両グループに共通した意見として、一部の人だけが利用する施設ではなく、多くの市民にとって親しみやすい施設として整備することが重要で、（仮称）新文化ホールは市民が文化芸術に触れ、育んでいくための入口としたいという思いを確認しました（表2-7）。



第4回検討会の様子

表 2-7 第4回検討会 グループディスカッションでの主な意見

グループ A: 「まちに貢献する」「旭川らしい体験」「交流」「文化芸術を育む」	
キーワード	主な意見
コンベンション	<ul style="list-style-type: none"> ・大小問わず 10 室程度の会議室に加え、可動式の間仕切り機能や、中継をつなぐことができる会議機能があると良い ・訪れた人が、プライベートでも再訪したくなる施設 ・どの立地であっても、コンベンション機能を内包する文化施設であることが旭川全体のまちづくりに貢献できる
予算	<ul style="list-style-type: none"> ・予算を踏まえても、規模よりも機能を優先すべき
インクルーシブ	<ul style="list-style-type: none"> ・既に札幌にあるホールと同程度の規模・補完的な位置付けの施設ではなく、独自性を持った施設であると良い ・車椅子でも使いやすい駐車場やトイレが良い
日常的な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・施設自体に価値があることで日常利用を促し、公演時にも来てもらう
積層型	<ul style="list-style-type: none"> ・積層型で高さのある建物にすることで展望台を設けて街全体を見渡せるような工夫も考えられる
シンボル性	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールの規模や機能に関わらず、演奏することに価値やステータスを見出せる施設になれば良い ・どの建築家が建てたのかもステータスになり得る ・旭川に行きたいと思ってもらえるような機能やシンボル性があることが理想
旭川らしさ	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設の魅力を道北の自然とセットで感じてもらいたい ・新庁舎は旭川の家具も使用しているため、その点も統一していければ良い ・木をふんだんに使うような旭川らしい施設 ・ホールの音響面でも木は相性が良い ・単純に格好良いだけでなく、地域に根ざしたデザインだと市政を表現する上でも良い ・中心市街地が空港から近いことや、現文化会館を中心にコンベンション機能や宿泊機能が徒歩圏内に収まっていることが魅力
アクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・人や車の動線が重要。現施設周辺には駐車場はあるが、渋滞に巻き込まれやすい
立地・敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルとのつながり等、エリア全体の動線が大事 ・コンベンション機能や宿泊機能が徒歩圏内に収まっていることは、ホール自体の魅力にもつながる ・現施設周辺にはシティホテルが複数あり、コンベンションや懇親会に対応可
ホール機能	<ul style="list-style-type: none"> ・本番前の練習の時点で、良さが伝わるようなホールであることが理想 ・搬入口の動線など、バックヤードの使い勝手が大事 ・現市民文化会館の 1,500 席で足りているが、座席の間隔が狭いことが不満点
文化醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術のための施設よりも、旭川全体のまちづくりに貢献する施設が望ましい
グループ B: 「人が集う夢と感動のある空間～響き合う文化芸術～」	
キーワード	主な発言
複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・普段使いやコンベンションなど、様々な形で「人が集う」施設
ついで利用	<ul style="list-style-type: none"> ・知人や家族の作品が展示されていても、多くの人が訪れるような場所でなければ展示を見に行くことがなく、施設の「ついで利用」にもつながらない
交流	<ul style="list-style-type: none"> ・文化会館が音楽活動をしている人々やスポーツ等他の分野の活動を行っている人々もつなぎ、融合する ・創造するものと享受するもののバランスが取れると良い ・お互いが寄り集まった時に素敵だと共感できるような場所にしたい ・世界的なアーティストの演奏をみて感動するばかりではなく、自分達もそのレベルまでできるようにになりたいという刺激になるような体験ができれば良い ・「人が集う、夢と感動のある空間」
日常的な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な利用をしてもらい市民の文化芸術を育んでいくような施設が理想
シンボル性	<ul style="list-style-type: none"> ・文化エリアの象徴となる建物にするというのも大事 ・デザイン都市と銘打っているからには、そのシンボルとなるような建物にしたい
立地・敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・神楽地域に立地を仮定した場合、国際会議場やレセプション室を備える大雪クリスタルホールと連携できる場所であると良い
道北の中心としての施設	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域においても規模が大きい催事は旭川でやりたいと思われていると考えられるし、自分達もそうありたい
文化醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・敷居の低い施設でないといけない。文化の度合いや、身近なイベントが気楽にできる空間であってほしい ・「響き合う文化芸術」

【第5回検討会】

日時 令和5年10月30日（月） 13時30分～

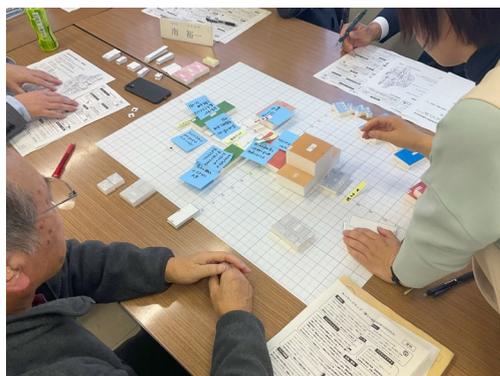
場所 旭川市民文化会館 第2会議室

第4回検討会でのディスカッション内容を振り返った後、ホールに必要な機能と当該機能同士の配置や相互関係についての検討を目的として、第4回検討会とは異なる構成で2つのグループに分かれ、グループディスカッションを行いました。

グループAでは、1階の大ホールを起点に、「大ホールの目の前に配置する機能は何か望ましいか」という視点から議論を始めたところ、屋外と一体的に活用できる大きなフリースペースを設け、各機能へのアクセス性、施設全体の視認性を高められる構成を重視したいという意見が多くありました。また、会議室やリハーサル室等の諸室を多目的に利用できるようにする、カフェ等の飲食スペースを設置するという意見もあり、総じて異なる機能を持つ空間の一体利用や多目的化についての意見が多く出されました（表2-8、図2-6）。

表2-8 第5回検討会 グループディスカッションでの主な意見（グループA）

キーワード	主な意見
ついで利用	・飲食がついで利用で最も使用される機能であり、必ずほしい
日常的な利用	・オープンカフェのようなふらっと立ち寄れる空間づくり
インクルーシブ	・エントランス空間から各機能が全て一望でき、簡単にアクセスできると良い
ライブラリー・ギャラリー	・コンベンションの際にはギャラリースペースを企業展示スペースとしても利用できる
ホール機能	・リハーサル室を作るなら、大ホールのステージと同等以上の面積としてほしい
余白空間	・ギャラリーや中ホールと一体的な利用ができる空間にしたい ・屋外スペースと一体的に利用できるように余白空間



第5回検討会（グループディスカッション）の様子（グループA）

グループA

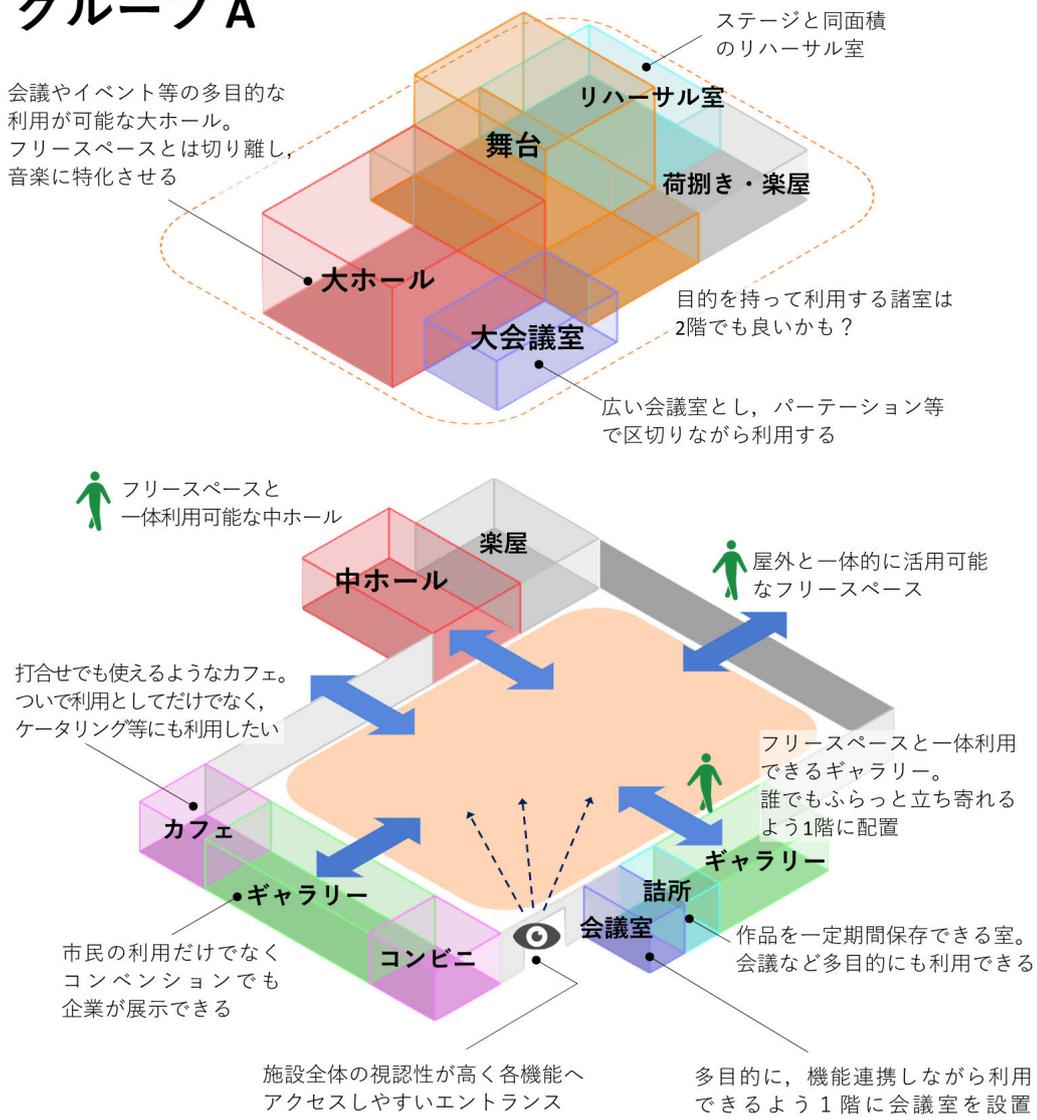


図 2-6 第 5 回検討会 グループディスカッション結果 (グループA)

グループBでは、エントランスを起点に、隣接する機能は何が望ましいかというところから議論を始めました。エントランスから施設の各機能を見渡すことができる共用スペースを設け、共用スペースが移動経路であると同時に滞在可能な空間にもなると良いという意見がありました。また、利用者が歩きたくなるよう、共用スペースの随所に中庭や図書コーナー、ギャラリーといった要素が設けられていると良いというアイデアも出されました。その他、コンベンション機能に関連した会議室の配置方法や、談話できるフリースペースの確保、図書館や美術館の分館としての機能を持たせてはどうかといった意見等もあり、総じてまちづくりの視点を踏まえた役割や施設の利用方法についての意見が多く出されました（表2-9、図2-7）。

両グループに共通する意見がある一方で、それぞれに独自の意見もあり、次回以降の検討会においては、それら意見を整理しつつコンセプト案について検討するとともに、施設規模も考慮しながら検討を進める必要があることを共有しました。

表 2-9 第5回検討会 グループディスカッションでの主な意見（グループB）

キーワード	主な意見
コンベンション	・活動が見えるオープンな会議室と区切られているクローズドな会議室の両方あると良い
インクルーシブ	・勉強スペース等を設け、若い世代も利用したくなる施設にしていきたい ・静かな空間とにぎやかな空間を分け、誰でも気軽に利用できる施設にしたい
旭川らしさ	・旭川家具や旭川の木彫りを使った壁などで旭川らしさを楽しめると良い
ライブラリー・ギャラリー	・図書館や美術館の分館としての機能を持たせるのも良い
余白空間	・通路の中に滞留できる空間があると、にぎわいが生まれる ・エントランスの中庭や図書スペース等を配置し、一つの大きな空間を様々な機能を持った場として区切ることで、楽しく移動・滞在できる空間にしたい



第5回検討会（グループディスカッション）の様子（グループB）

【第6回検討会】

日時 令和5年11月20日（月） 13時30分～

場所 旭川市総合庁舎 大会議室C

第5回検討会までの内容を踏まえ、「コンセプト・キーフレーズ（案）」と「敷地の要素」を議題として、意見交換を行いました。

「コンセプト・キーフレーズ（案）」については、これまでの会議内での意見から「まちづくり」「文化芸術」「道北の中心施設」という3つの要素を抽出し、それらの要素を基にした3案を事務局から提示し、参加者に意見を求めました。「拠点」という要素に関しては、文化の面からも、まちづくりやコンベンションの面からも、幅広く意見が寄せられました。その他、将来や子供たちの夢や活動につながっていくような未来志向の言葉であること、趣旨がぼやけることがないようにメインフレーズとサブフレーズに分けるなど工夫すべきといった意見が寄せられました。これら参加者から提示された意見を踏まえ、第7回検討会では修正したコンセプト・キーフレーズ案を示すこととしました。

「敷地の要素」については、「旭川市民文化会館の在り方検討会」及び「旭川市民文化会館整備基本構想検討会」の中で意見をいただいた敷地として、「旧総合庁舎跡地」「大雪クリスタルホール多目的広場」「常磐公園内」の3箇所を例示し、それぞれの敷地における基礎情報・コンセプトの実現に係る要素・敷地の性能という3点を評価軸として比較しながら、（仮称）新文化ホールに必要となる敷地の要素について整理し、参加者の意見を求めました。参加者からはそれぞれの敷地について、公園内の土地に建設することは技術的・法律等の制限的に可能であるのかといった質問や、施設建設によって周辺地域への経済的活性化等が期待できるのではないのかといった意見などが寄せられました。また、旭川市公会堂の機能を（仮称）新文化ホールに取り込む形で建設するなどして、現施設を集約化していくことも視野に入れつつ検討する必要があるといった指摘もありました。本検討会で示した3箇所は、あくまで敷地の要素を整理するための例示になりますが、いずれも建築技術的に工夫することで施設を建設できるものの、それぞれに課題もあることから、敷地の要素を踏まえた検討が必要となることを確認しました（表2-10）。



第6回検討会の様子

表 2-10 第6回検討会での主な意見（キーワード別に分類）

キーワード	主な意見
複合化・多機能化	・文化会館の中に公会堂の中ホール機能を吸収していくことも考えられる
コンベンション	・交流人口が増加すれば、経済的にもまちづくりの面でも貢献できる
交流	・子供たちや市民が文化会館に行けば、文化芸術面のアイデアを提供してもらえたり、技術を持つ人材を紹介してもらえるなど、ソフト面の仕組みの構築も大事
市民参加	・新施設が「何をやっている場なのか」市民が早い段階でキャッチできるよう、発信力は大切になる
立地・敷地	・施設建設に伴う周辺の経済的、商業的活性化は期待したい ・ハザードマップで浸水リスク等が想定される敷地の場合は、施設の建設において考慮する必要がある
シンボル性	・入った時に驚きやひらめきを感じるユニークな建物であると、人が集まる要因や市民の誇りになる ・「ユニークさ」に関しては「造形」から「サステナブル」を重視する価値観へと変遷しつつある
道北の中心としての施設	・文化を子供たちにつなげていく拠点 ・情報面での拠点性も備えてほしい
文化醸成	・今後はハードとソフトの両面について充実した議論を進めてほしい

【第7回検討会】

日時 令和5年12月22日（金） 13時30分～

場所 旭川市民文化会館 第2会議室

これまでの検討内容を踏まえて事務局が作成した「旭川市民文化会館整備基本構想（素案）」を基に意見交換を行いました。

会議の内容がよく集約・反映されているという声が多かった一方、基本理念の案として示した「次世代へつなげる文化交流活動の拠点：シビックプライドを育む道北のランドマーク」というフレーズに関しては、「シビックプライド」という用語が理解しづらく、より多くの市民がすぐに理解できるよう、日本語を用いた親しみやすい言葉とした方が良いとの意見が寄せられました。また、「第4章（仮称）新文化ホールに必要な機能と考え方」の内容について、基本理念との結びつきを意識した表現にした方が良いのではないかという意見もありました。

これら参加者から提示された意見を踏まえ、基本理念及び全体の文章を適宜修正していくこととしました。



第7回検討会の様子

第3章 (仮称) 新文化ホールの基本的な考え方

3.1 基本理念

次世代へつなげる文化交流活動の拠点

～市民の誇りと愛着を育む道北のランドマーク～

文化交流がもたらす喜びや感動，成長や共感を市民一人ひとりが当事者として享受することのできる拠点を整備します。文化交流活動は，現在の充実だけでなく，過去から未来へと続く地域の共有財産として捉えることが重要です。(仮称) 新文化ホールでは，文化交流活動の豊かな蓄積を次世代へつなげるとともに，道北地方の拠点都市としての役割を意識した上で，市内外にその発展を広げていくことを目指します。

(仮称) 新文化ホールの役割や意義をうたうテーマに，「市民の誇りと愛着を育む道北のランドマーク」を掲げます。ランドマークとは，都市における目印や象徴のことを指します。「ここに行けば自分も何かできそう」「ここでは文化交流の新しい出会いが生まれる」「ここを目標にして成長したい」といったように，(仮称) 新文化ホールは，市民一人ひとりが自らの可能性を大切にしながら文化交流活動を実践し，旭川市はもとより道北地域の文化交流やまちづくりの重要な拠点として機能し貢献することを目指します。

3.2 基本的な役割

(1) 日常利用

文化芸術の敷居を低くし，市民が親しみを持って利用できる施設を目指します。施設の利用が特定の集団等に限定されることなく，目的がなくても施設を訪れることのできる日常利用を重視します。利用者それぞれが思い思いに滞在することができ，自然な流れで利用者間の交流を生むような空間とすることで，市民の生活の質の向上に資する，公共施設としての基本的な役割を果たすことのできる施設を目指します。

(2) 多機能連携

既存の旭川市民文化会館の機能や性能をそのまま引き継ぐのではなく、これからの公共施設が果たすべき役割や意義を十分に検討しながら、地域の持続的な発展を支える施設を目指します。そのためには、一つの施設で単独の機能を享受できるように整備するのではなく、様々な施設が複数の機能を有した上で、施設間・機能間の連携を意識しておくことが重要です。市内外の施設との役割分担を十分に検討し、持続的な公共サービスを展開できるよう施設の機能を再定義していきます。

(3) インクルーシブ¹⁾

公共施設は、全ての市民に開かれていることに加え、利用しやすいことが重要です。年齢、性別、文化、身体状況などの違いに関わらず、市民が気軽に立ち寄ることができる施設を目指します。誰にとっても、分かりやすく、負担が少なく、安心して快適に利用ができるような工夫と配慮を行い、誰もが親しむことができる、なじみのある施設を目指します。

(4) まちづくり

新しい施設の在り方を敷地の中だけで検討するのではなく、広域における位置付けを明確にし、まちづくりの観点から整備を行います。新しい施設がまちの中で十分に機能していくためには、施設整備などのハード面の取組はもちろんのこと、市民の参加と協働を推進するソフト面の取組も欠かせません。施設の計画と設計に始まりしゅん工後の運営に当たっては、市民の参加と市民との協働の取組を推進し、市民が主体的に活躍できる施設を目指します。

(5) シンボル

公共施設は単に機能とサービスが受け渡されるだけでなく、まちのシンボルとして地域の印象を特徴づける重要な拠点になります。新しい施設では、道北の中心都市としての旭川らしい施設を目標とします。また、まちのシンボルは、施設があるだけでは実現できず、市民の活動があってこそそのものです。様々な市民活動を演出し、市民の出会いや交流の場として、愛着のある施設を目指します。

1) インクルーシブ：国籍や年齢、性別、障害の有無など様々な背景を持つあらゆる人々が、違いを認め合い、共生していくことを目指す概念

(6) アクセシビリティ²⁾

様々な場面で手が届きやすく敷居の低い施設とします。市民に十分な活動機会を提供するとともに、適切な方法で情報を発信することにより、誰もが気軽に無理なく使いこなせる施設を目指します。また、日常的な利用のしやすさは、いざという時にも頼られる施設になることにつながるため、新しい施設は、日常時はもちろんのこと、災害時にも対応できる施設を目指します。

(7) コストパフォーマンス

施設の整備に関わるイニシャルコストと運営に関わるランニングコストの適正化を図ることが重要です。費用対効果を最大限に発揮できるマネジメントが求められます。一方で、単に効率のみを重視するだけでは、新たな魅力や価値を創出することはできないことから、持続的なサービスの質の向上を目指します。

2) アクセシビリティ：全ての人々が、場所やサービス・情報などに簡単にアクセスし、それらを利用できるようにする概念

第4章 (仮称)新文化ホールに必要な機能と考え方

4.1 (仮称)新文化ホールの施設概要

(1) 施設機能

(仮称)新文化ホールは、第3章で掲げた基本理念と基本的な役割を実現するために、4つの基本的な機能【鑑賞】【活動】【交流】【発信】を備えます。

1. 鑑賞

道北地域における文化芸術活動の拠点として、旭川市民をはじめ多くの方が訪れ文化芸術を堪能できる場をつくります。著名なアーティストや文化芸術団体による公演が開催されるなど、市民が豊かな感性や創造力を喚起することのできる機会を創出します。また、文化芸術を鑑賞することに対する敷居の高さを取り払い、市民が気軽に文化芸術に触れられるようにすることで、次世代の文化芸術活動の促進を図ります。

- 著名なアーティストの公演から文化団体の発表まで、様々な催しを柔軟に受け入れられるようにします。多様な演目に対応しつつも、音響設備については、演奏家やパフォーマーの方々が公演を望むような性能を目指します。
- 芸術鑑賞への敷居の高さを取り払いつつ、文化芸術に対する更なる興味をかき立て、市民が文化芸術の担い手として活躍できる機会を創出し、市民が日常的に施設を訪れ気軽に文化芸術を鑑賞できる施設とします。

2. 活動

市民の自主性を高め、積極的な協働を促します。市民の主体的な活動が気軽にできるよう、使い勝手の良い施設とするとともに、文化芸術に関する知識や技術、個人や団体を橋渡しできる人材を育てます。また、従来の文化芸術にとどまらず多様な活動を受容できる施設とすることで、市民の社会参加の機会提供を促進します。

- 創作意欲をかき立て、市民の主体的な活動を後押しするような場所と設備を提供します。大きな音を出したり、大人数で集まって練習したり、あらゆる世代の創作活動の成果を気軽に発表したりするなど、幅広い活動を可能にし、市民が誇りを持って活動できる施設を目指します。

- 誰もが思い思いに自由な活動を展開し、自分の居場所と感じられる施設を目指します。発表会や作品の展示といった活動はもとより、本を読む、勉強する、おしゃべりするなど、施設に滞在しながら行う活動も重視します。

3.交流

多様な交流を生み出し、市の魅力や活力を高めることで、まちづくりに貢献できる場をつくります。従来の文化芸術の枠にとらわれず文化を広く捉える意識を醸成しながら、市内外の人々や活動の出会いを演出するとともに、まちの資源や魅力に気づくことのできる施設とします。目的を持った交流の機会や場所を設けるとともに、誰もが訪れたいような憩いの場をつくることで、日常的な集いや思いがけない出会いの場も重視します。

- 道北の中心として市外の人々が訪れるコンベンション¹⁾を開催できる機能を備えます。周辺の自治体や関係機関との連携、市内のほかの施設への波及効果を積極的に狙うことで、交流人口の増加やまちの活性化に資する施設とします。
- 文化芸術に関心がある人だけでなく関心がない人でもふらっと立ち寄って飲食やおしゃべりができる、誰もが親しみやすいスペースを設けることで、市民同士が関わるきっかけを提供し、人々の交流を促します。

1) コンベンション：特定の目的を持つ多くの人々が、その目的に関する活動を一定の場所に集まって行うこと。学会や博覧会、見本市などを指すことが多い。

4.発信

(仮称)新文化ホールに関する情報の積極的な周知に加え、まちの文化や文化芸術に関する人材、活動に関する情報発信の拠点を目指します。求められる情報を効率的に収集し、適切なかたちで発信することで、文化芸術に関心がある市民だけでなく、関心のない市民にも情報を提供できる環境を整えます。あらゆる世代に関する情報発信の拠点になることで、文化交流活動の蓄積を次世代につなげることができます。

- 次世代の子供たちをはじめ、市民に文化交流活動に関する知識や経験を伝えるための発信拠点とします。旭川市がこれまで醸成してきた文化交流の蓄積を継承し、若い世代の豊かな感性と創造性を育むとともに、市民の積極的な活動が広がっていく起点となることを目指します。
- (仮称)新文化ホールのホームページやSNSなど各種メディアを活用した公演情報・イベント情報の発信や、施設を利用することが少ない市民に向けたアウトリーチ²⁾によって、誰もが文化芸術に参加でき、新たな発見や出会いが生まれやすくなることを目指します。

2) アウトリーチ：文化芸術の分野においては、様々な理由で文化芸術に接する機会の少ない人々に対し文化芸術を体験する機会を提供するとともに、その楽しさや喜びを伝えていく活動

(2) 多機能化の検討

(1) で示した4つの施設機能の実現に向けては、各機能の相乗効果が図られるよう、他の公共施設との連携や役割分担のほか、関係団体との連携も必要になります。旭川市民文化会館整備基本構想検討会では、多機能化について、コンベンション機能はもとより、ライブラリー機能や学習スペースなど様々なアイデアが出されたところです。

多機能化については、施設の諸室の配置や動線などにも影響が生じることから、基本構想で示した「鑑賞」「活動」「交流」「発信」の機能が効果的に発揮できることを目指し、多機能化の具体的な内容や複合化については、今後策定する基本計画で決めていきます(図4-1)。

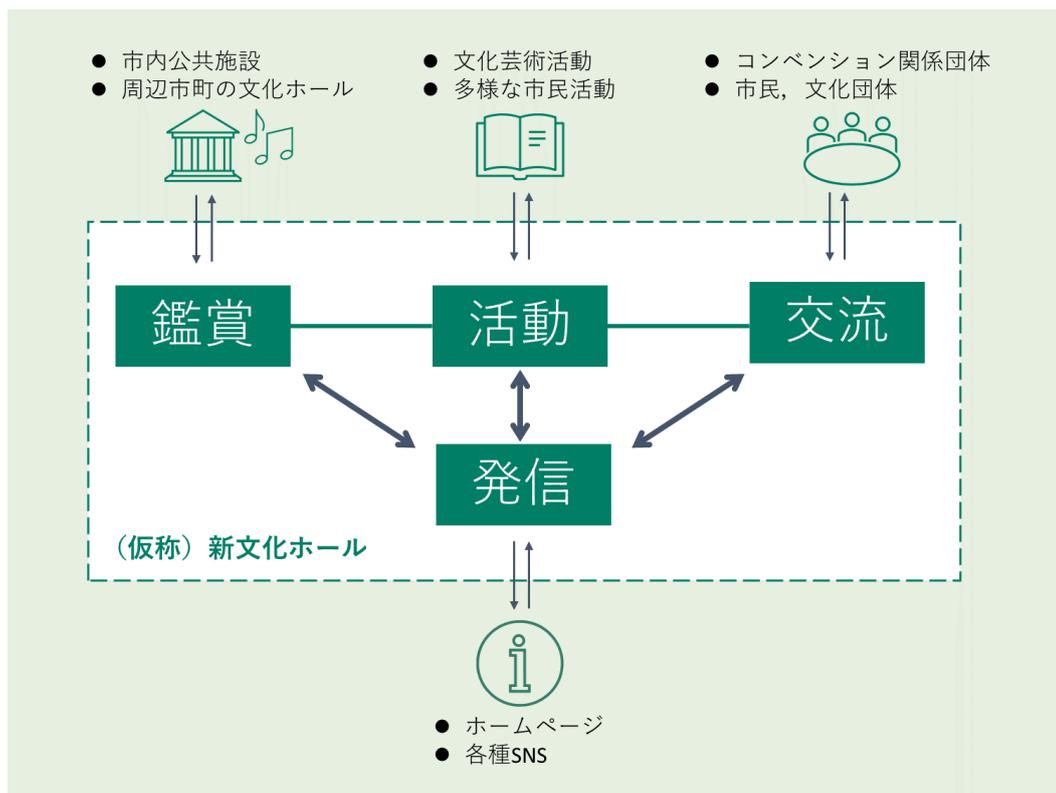


図 4-1 多機能化の検討イメージ

(3) 施設整備における配慮事項

(1) で示した4つの施設機能を基に、各諸室の基本的な方針や配慮が必要な点について示します。ここで挙げた配慮事項を踏まえ、基本計画では諸室数やその規模、配置などを検討していきます。

1.鑑賞

○ ホール

著名なアーティストによる公演ができるような音響性能を備え、コンベンションでの利用にも対応できる多目的なホールを目指します。幅広い文化芸術を鑑賞できるようにするとともに、現在行われている催しを尊重しつつ、道北エリアの中心的役割を視野に入れ、多彩なジャンルのイベントも開催できるホールとします。あわせて、車椅子座席動線などのユニバーサルデザインに配慮するとともに、ホールの積層化についても検討します。

また、文化芸術活動を中心とした発表や練習、講演会やシンポジウムなどの集会の場として、利用者自らがホールの使い方を創意工夫できるように幅広い用途に対応するため、メインホール以外のホールを整備します。なお、ホールの規模については、公会堂の扱いも含め、基本計画の策定において、検討を進めます。

○ ホワイエ³⁾

公演前の高揚感や公演後の余韻を感じることでできる居心地の良い雰囲気重視するとともに、公演がないときにも滞在できるような空間の工夫が求められます。

○ ギャラリー

現旭川市民文化会館の展示室の使用内容を鑑みつつ、グループ展示会やコンベンション時の企業展示などの多様な展示内容に柔軟に対応できるようにします。動線や準備室を含めた搬出入時の使い勝手の良さにも配慮します。また、他の機能や諸室との積極的な連携により、(仮称)新文化ホールを訪れた人々が気軽に展示を鑑賞できるようにします。

○ 楽屋

公演前の練習に対応できるよう防音などの性能面に配慮します。楽屋利用者が公演前にリラックスして過ごせるように居心地の良い空間とします。後述する活動室を楽屋として利用することも含めて、ホールの規模に応じ面積や数を検討します。

○ バックヤード・搬出入口

ホールとの高い接続性を持たせ、出演者や舞台技術者のスムーズな移動ができるよう十分な動線空間を確保します。また、搬出入口は楽器や舞台備品の出し入れが円滑に行えるように大型搬入車両の荷捌きスペースを充実させます。

3) ホワイエ：フランス語で「だんらん」を意味し、社交や歓談の場として使われるとともに、公演前後の人流をスムーズにさばくための空間のこと。

2.活動

○ 活動室

会議室やスタジオ、リハーサル室など、様々なニーズに合わせて各種の市民活動を実践できる諸室です。適切な諸室の数と機能を備えるとともに、創作活動をはじめ、文化芸術にとどまらない多様な活動も含めた市民の主体的な活動に対応できるフレキシブルな機能を検討します。また、コンベンションの開催に対応できるよう諸室の構成や配置を工夫するとともに、市民の活気あふれる活動の様子を施設全体で共有できるように配慮します。

3.交流

○ 共用スペース

ギャラリー機能を設けるなどの工夫をすることで、市民が気軽に立ち寄ることができる空間とします。公演や催しがなくとも利用者の訪問を促すよう、学習や飲食が可能なスペースを設けるなど、市民にとって居心地の良い場をつくります。また、マルシェや企業展示などのイベントに対応できる広さを確保するとともに、他の機能や諸室との連携も考えます。

○ オープンスペース⁴⁾

おおらかで魅力あふれる憩いの場として、市民に愛される空間を創出します。共用スペースと同様、他の機能や諸室との連携を考え、イベント開催時に一体的な利用が可能となるように配慮します。

○ 飲食施設

カフェなどの飲食施設は、市民が施設を訪れた際、用事のついでに利用できる機能です。また、公演などに際して外部からの来訪者をもてなす場としても活用できます。一方、公共施設の飲食施設については、希望が多い機能であるものの、採算性の面などで運営者の確保に苦慮している事例も多いことを踏まえ、設置について検討します。

4) オープンスペース：敷地のうち建物が建っていない空地で、広場などの滞留空間や歩行者用通路などの移動空間として整備された場所のこと。

4.発信

○ 事務室

(仮称)新文化ホールを管理・運営していくための諸室です。利用者とスタッフとの関係を構築しやすいよう、働いているスタッフの様子が感じられるよう工夫するとともに、スタッフにとっての働きやすさや居心地にも配慮し、円滑な施設運営のために十分なスペースを確保します。

○ エントランス

特別な用事がない市民も気軽に立ち寄れる、オープンなエントランスとします。また、エントランスから諸室の位置や関係性が一目で分かるような視認性を有し、各諸室までの高いアクセシビリティを持つ空間とします。

5.その他

○ 駐車場

駐車場法及び旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例における必要台数の駐車場を整備するとともに車椅子利用者等の駐車場所を確保します。

駐車場の整備については、建設場所に関わることから、基本計画の策定において具体的な検討を行います。

(4) 施設の規模

現在の旭川市民文化会館におけるホール座席間隔の狭さやトイレの不足といったハード面の課題の解消が必要となることから、(仮称)新文化ホールの規模は、現在の旭川市民文化会館より大きくなることが予想されます。

一方で、施設規模が大きくなると建設費は増加することから、本基本構想の施設機能を踏まえ、基本計画において、ホールの席数や規模のほか、効果的な各諸室の配置などについて、十分な検討を行います。

4.2（仮称）新文化ホールの建設地

（1）市有地3箇所を例とした敷地に係る要素の比較

（仮称）新文化ホールの建設場所について、敷地の面で必要となる要素を検討するため、令和4年度（2022年度）に開催した「旭川市民文化会館の在り方検討会」及び令和5年度（2023年度）に開催した「旭川市民文化会館整備基本構想検討会」において、参加者から発言があった市有地3箇所について例示し、それぞれの敷地が持つ要素を比較しました（図4-2、表4-1）。

○ 旧総合庁舎跡地

旭川市6条通9丁目に位置しており、地下の7条駐車場を解体し、その地上部分まで使用した場合の敷地面積は約12,000㎡です。

中心市街地であるため、効率的な公共サービスの提供が可能であり、市内各所から市民が気軽に立ち寄れる場所となっています。7条緑道を通じて常磐公園など文化芸術エリアと隣接しており、連携した活動が可能です。また、コンベンション対応ホテルからのアクセスも良く、ホテルと連携した様々な活動も可能となっています。バス通りである幹線道路に面しており、旭川駅や市内各所からのアクセス性は高いです。この場所を選定した場合、旭川市役所の総合庁舎の市民駐車場の扱いについて検討が必要になります。

○ 大雪クリスタルホール多目的広場

旭川市神楽4条8丁目に位置しており、敷地面積は9,887㎡です。

大雪クリスタルホールに隣接した敷地であることから、文化芸術活動に特徴のあるエリアを形成することができます。同一エリア内で効率的なサービスを提供することができるほか、周辺の自然環境と合わせてより豊かな芸術鑑賞が可能となりますが、日常的な利用やついで利用が難しくなるおそれがあります。

大雪クリスタルホールや大雪アリーナと連携することで、大規模イベントも十分開催できますが、コンベンションに対応可能なホテルからは遠いため、催事の前後も想定した場合、移動手段の確保が必要となります。

幹線道路に面しており、アクセス性は高いですが、バスの路線数が少ないことに加え、周辺施設（大雪クリスタルホールや大雪アリーナなど）とイベントの開催が重複した場合、周辺に民間駐車場がほとんどないため、渋滞発生等のリスクが高いなどの懸念点があります。

また、洪水ハザードマップでは、敷地の半分以上が3.0m以上5.0m未満の浸水の可能性があるエリアとなっています。

○ 常磐公園内

常磐公園と連携したユニークな文化芸術活動が期待でき、公園内で活動が完結できる一方、周辺への波及効果や利用者の多様性が期待しづらい環境となります。

文化芸術活動に関する機能を集約することで、エリア内で効率的なサービスを提供することができるほか、周辺の自然環境と合わせてより豊かな芸術鑑賞が可能となりますが、日常的な利用やついで利用が難しくなるおそれがあります。旭川駅やコンベンション対応ホテルから遠いため、多数の会場が必要となる大規模イベントの開催や、イベント前後の移動が難しくなっています。また、公会堂・旧川のおもしろ館敷地の場合、土地の面積がやや狭く、縦長の敷地であるため、施設の建設に工夫が必要となります。前面道路の幅員が狭い、駐車場の確保策の検討が必要であるなどアクセス面での課題もあります。

また、洪水ハザードマップでは、敷地全体が0.5m以上3.0m未満の浸水の可能性があるエリアとなっています。

（2）敷地に求められる要素について

（1）に示した3箇所を比較検討した結果、敷地に求められる要素として、以下の点について考慮する必要があります。

今後策定する基本計画においては、施設整備計画（ゾーニング、諸室の配置等）、立地計画（配置・アプローチ等）を検討することになるため、基本計画策定の早い時期には、建設地を決める必要があります。

○ 敷地の安全性

施設の建設に当たって、洪水ハザードマップの浸水可能性については、考慮する必要がある。

○ 搬入経路の確保

施設に面する道路が一定の幅を有していない場合、大型車両の進入や取り回し等に困難が生じ、主催者側の施設利用に支障を来すおそれがある。

○ 駐車場の確保

施設専用の駐車場がなくとも、周辺に一定の駐車場があれば充足可能な場合もあるが、類似機能を持った施設が近隣にある場合、イベント等が重複した場合に備える必要があるため、必要なキャパシティが膨大になる。

○ 公共交通の確保

接続するバスの路線等が限られる場合、地域によってアクセスのしやすさに大きな差が生じてしまうおそれがある。

○ 広域的なゾーニング

類似した機能で一帯を固めてしまうと、利用が一部の特定の人々に限られ、閉鎖的な環境となってしまうおそれがある。



図 4-2 広域立地図

表 4-1 これまでの会議で意見があった敷地の比較

項目	旧総合庁舎跡地	大雪クリスタルホール多目的広場
敷地航空写真		
位置（所在地）	6条通9丁目	神楽4条8丁目
概算敷地面積（㎡）	12,000	9,887
用途地域（容積率・建ぺい率）	商業地域(400%,80%)	第二種住居地域(200%,60%)
最大建設可能な延床面積（㎡）	48,000	19,774
最大建設可能な建築面積（㎡）	9,600	5,932
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地に位置し、効率的な公共サービスの提供や、周辺の民間事業者への波及効果が期待できる ・市内各所からアクセスしやすい場所に、市民が気軽に立ち寄り滞留可能な居場所を形成できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動に特徴のあるエリアを市内に形成することができ、市内外へ拠点を分かりやすく示すことができる ・オープンスペースであるクリスタルパークと連携して文化芸術活動に適したエリアを創出しやすい
文化芸術	<ul style="list-style-type: none"> ・7条緑道を通じて常磐公園等の文化芸術エリアと近接しており、連携した活動が可能 ・市庁舎と隣接しており、日常的な利用やついで利用など、市民が気軽に立ち寄ることで、芸術文化に触れるきっかけづくりが期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術に関わる機能を集約・集積することで、エリア内で効率的なサービスを提供することができる ・豊かな自然を有する屋外空間が付近にあり、文化芸術を鑑賞する前後の気持ちを高めることができる ・文化芸術に関心が高い人にとって居心地の良い空間である一方、日常的な利用やついで利用が難しくなるおそれがある
道北の中心施設（コンベンションの視点）	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の会場が必要になる大規模イベント等の開催時、コンベンションに対応可能なホテルからいずれも近く、ホテルと連携することで様々なイベントが開催可能 ・イベント前後の移動がしやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の会場が必要になる大規模イベント等の開催時、近接する大雪クリスタルホールや大雪アリーナと連携することで、十分な会場を確保可能 ・コンベンションに対応可能なホテルからは遠く、イベント前後の移動手段の確保が必要
土地の広さ・形状	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の面積を有しており、土地の形状的に施設の建設に問題はない（7条駐車場の敷地を含めて活用した場合） ・一定の面積を有する搬出入スペースの確保が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の形状的に問題はないが、土地の面積がやや狭い ・一定の面積を有する搬出入スペースの確保が可能
利用者のアクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路に面しており、アクセシビリティが高い ・バスの本数や市内各方面への移動経路が充実したバス停に近接しており、乗換えせずに移動可能な地域が多い ・駐車場の確保策検討は必要であるが、周辺に民間駐車場が多く存在する 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路に面しており、アクセシビリティが高い ・バス停に近接しているが、路線数が限られており、乗換えが必要となる地域が多い ・大雪クリスタルホールや大雪アリーナとイベントが重なる際に備えて相当の駐車場台数が必要となるが、周辺に民間駐車場がないことに加え、渋滞発生等のおそれがある
敷地の安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・危険性は特になく、また、災害時における避難・救護活動のための敷地の確保が見込める 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップ上、敷地の半分以上が3.0m以上5.0m未満の浸水の可能性があるエリアとなっている
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・旧総合庁舎跡地は駐車場として活用する予定であること、7条駐車場の解体が必要であることから、一時的に新庁舎の市民駐車場の台数が減ることになる 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雪クリスタルホール、大雪アリーナ等の臨時駐車場として使用されている。周辺施設のイベントによっては当該多目的広場も含め、駐車場として利用されることも多い

常磐公園内	現旭川市民文化会館
	
常磐公園	7条9丁目
—	11,441
—	商業地域(400%,80%)
—	45,764 (現12,034)
—	9,153 (現6,101)
<ul style="list-style-type: none"> ・独立したオープンスペースである常磐公園と連携したユニークな文化芸術活動ができるエリアを創出しやすい ・常磐公園で機能や活動が完結できるものの、周辺への波及効果や利用者の多様性が期待しづらい 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術に関わる機能を集約・集積することで、エリア内で効率的なサービスを提供することができる ・豊かな自然を有する屋外空間に面しており、文化芸術を鑑賞する前後の気持ちを高めることができる ・文化芸術に関心が高い人にとって居心地の良い空間である一方、日常的な利用やついで利用が難しくなるおそれがある 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・旭川駅や、一部を除きコンベンション対応ホテルからやや距離があり、多数の会場が必要になる大規模イベント等の開催や、イベント前後の移動がしづらい 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・公会堂・旧川のおもしろ館敷地の場合、土地の面積がやや狭く、縦長の敷地であるため、施設の建設に工夫が必要 ・公会堂・旧川のおもしろ館敷地の場合は、搬出入経路及びスペースの確保に課題がある 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・公会堂・旧川のおもしろ館敷地の場合、幅員が狭い道路のみの接道のため、貸切バスなど大型車両の乗入・乗降がしづらいことに加え、渋滞発生等のおそれがある ・バス停にやや近いが、移動先の地域によっては乗換えが必要 ・駐車場の確保策の検討が必要であり、周辺に民間駐車場も少ない 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップ上、敷地全体が0.5m以上3.0m未満の浸水の可能性のあるエリアとなっている 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・公会堂・旧川のおもしろ館敷地の場合、既存施設の解体が必要である 	—

4.3 (仮称)新文化ホール整備事業

(1) 事業費の考え方

施設設備にかかる経費として、人口及びホール座席数が類似する近年整備された公立文化施設の事例を調査したところ、1㎡当たりの建設単価は約75万円から約103万円まで幅があります(表4-2)。施設の整備に際しては今後の経済状況を考慮し、資材や建設費の高騰化を鑑みる必要があります。

施設建設費は、労働者不足をはじめ、円安や燃料費の値上げによる資材の高騰などを背景に近年大幅な上昇傾向にあり、令和6年(2024年)4月からは建設業界においても働き方改革が適用されるため、今後も上昇が見込まれます。このため、施設建設費については、国などの交付金・補助金のほか、民間資金などの財源確保の検討を行い、施設建設費に係る市の財源の負担軽減に積極的に努めるとともに、将来的な財政負担を考慮して検討を進めることが必要です。

*建設費であるため、総事業費は記載金額よりも増加することが見込まれます。

表4-2 近年整備された同規模類似施設の概要

工期	施設名	人口 (人)	延床面積 (㎡)	建設費 (億円)	平米単価 (万円)	座席数 (席)
H30.10~R3.5	枚方市総合文化芸術センター	395,300	14,400	116	80.6	1,460
R1.7 ~R4.5	あきた芸術劇場	300,257	22,653	233	102.9	2,007
R1.10 ~R4.8	高槻城公園芸術文化劇場	348,020	17,261	130	75.3	1,497
R2.4 ~R4.10	水戸市民会館	269,196	21,809	185	84.8	2,000

※人口はR5.4.1(高槻市のみR5.3.31)付けデータ

(2) 整備手法

施設の建設に関する整備手法は、大きく分けて、市が直接発注する方法と、民間の資金、経営能力及び技術的な能力を活用する民間資金等活用事業(PFI: Private Finance Initiative)があります。今後の検討ではそれぞれの効果と課題を考慮した上で、公共施設の適切な整備と運用を考えて整備手法を選定する必要があります。

○ 直接発注(自治体による資金調達)

旭川市が直接発注する場合は、従来方式である設計・施工分離方式だけでなく、近年、公共事業にも導入が進みつつある、設計・施工一括方式であるDB(デザインビルド)方式についても検討します。

公共事業においては、以前から公正性と透明性を確保するために、設計と施工とを別々の企業と契約する設計・施工分離方式が取られています。これは「設計・施工分離の原則(昭和34年事務次官通達による)」という方針に基づき、設計・施工事業者の競争を通じてコストを削減することが可能ですが、設計と施工との連携について、検討が必要です。

近年では、設計と施工とを一体で行う事業者（単独または共同事業者）を選ぶDB方式が採用されるケースが増えています。この方式では、民間企業の先進技術を利用してコスト削減、性能や機能の改善、工期の短縮など、施工の効率化が可能です。これにより、公共事業のより効率的な実施が期待されます。

平成17年（2005年）に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、「発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、例えば、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）等により、工事目的物自体についての提案を認めるなど提案範囲の拡大に努めるものとする。」とされており、この方法は全国で増加傾向にあります。ただし、発注者の求める性能や仕様を確保するためには、受注者との関係を構築し、設計と施工の監視機能を保持することが重要です。

○ PFI（民間による資金調達）

旭川市では、PFIの適切な運用と推進を目的に「旭川市PFI活用指針」を策定しており、整備手法として、PFI（民間資金活用事業）の活用も検討が必要です。

PFIは、施設の設計、建設、維持管理、運営、資金調達を民間企業が一括で行う手法です。この方法は、長期にわたる事業の安定性が必要なため、公共機関、民間事業者、そして金融機関の観点からも検討が求められます。PFIは、自治体が通常負担する公共施設のリスク（施設の問題や大規模投資の変動、サービス品質の低下など）を減らすことを目的としています。

具体的な事業方式として、民間企業が施設を建設し、一定期間、維持管理と運営を行い、事業終了後に公共へ所有権を移転する、BOT（Build Operate Transfer）方式と、民間事業者が施設を建設後、施設の所有権を公共側へ移転し、民間事業者が維持管理と運営を行う、BTO（Build Transfer Operate）方式が挙げられます。

PFI事業の導入を検討する際には、民間の創意やノウハウを反映した効率的かつ効果的なサービス提供が期待される方式など、民間の力を活用する方法を検討し、整備手法を決定することが重要です。

直接発注とPFI導入にはそれぞれ検討すべき課題がありますが、今後、旭川市における状況も踏まえ、財政負担の軽減と財源確保を目指して整備手法を選択することが必要です。

第5章 管理運営の考え方

5.1 管理運営方法の基本的な考え方

(仮称)新文化ホールが文化交流活動の拠点として機能するためには、管理運営の在り方は重要な要素です。

公の施設を管理運営する方法としては、設置者である市が直接管理運営を行う「直営」と、「指定管理者」など、民間事業者が管理運営する官民連携手法があります。

現在の旭川市民文化会館は「直営」の施設ですが、利用者対応などの窓口業務や専門的技術が必要な舞台設備操作業務をはじめ、清掃、警備、設備の保守点検など多くの業務を委託しており、民間事業者と連携・協力しながら施設の管理運営を行っています。

また、管理運営方法は、整備手法と関連が強いものです。例えば、第4章で記載している民間資金等活用事業（PFI：Private Finance Initiative）の場合、PFI事業を行う特別目的会社（SPC）が管理運営を担うことになります。

また、PFI事業における管理運営手法には、コンセッション方式として、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方法もあります。

文化ホールの主な管理運営業務については、表5-1のとおりですが、整備手法の検討と併せて、基本構想で掲げる基本理念の実現に向けて、【鑑賞】【活動】【交流】【発信】の4つの基本的な機能を効果的に発揮するためにふさわしい管理運営主体の在り方を検討します。

表 5-1 文化ホールの主な管理運営業務

項目	業務概要
自主事業	各種事業の企画・制作・実施
貸館事業	ホールやその他諸室の使用申請受付，貸出管理
市民・利用者対応	施設利用の相談，催事等開催のアドバイス，人材育成・コーディネート
広報宣伝	ホームページ等での広報，チケット販売管理
舞台設備等操作管理	舞台機構・照明・音響設備の操作・管理
維持管理	施設・設備の維持管理・保守点検，清掃，警備など

第6章 今後の進め方

6.1 今後のスケジュール

令和7年度（2025年度）末を目処に、2か年で基本計画の策定に取り組みます。

基本計画とは、本基本構想を踏まえ、具体的な施設規模や施設計画、立地計画のほか、施設開設後の事業内容などの整理を行うものです。

施設の整備に当たっては、基本計画の策定に加え、施設の整備手法や管理運営手法の検討も必要になり、設計や建設工事期間を見込むと、現状では、最短で令和13年度（2031年度）の開設を想定していますが、整備内容によって事業者の選定や設計、工事等のスケジュールが変わってくるほか、大規模施設の建設事業のため、他の公共事業との調整も必要になることから、開設時期も含めたスケジュールは、今後変更になる可能性があります。

6.2 市民意見の取り入れ

(1) 情報の発信

（仮称）新文化ホールの整備に向けた検討内容や事業の進捗状況は、随時旭川市のホームページなどで広く市民にお知らせします。

（仮称）新文化ホールに対する市民の関心や期待が高まるような取組を目指し、積極的に情報を発信していきます。

(2) 市民意見の聴取

基本計画の策定においても、学識経験者やホール利用団体の関係者、公募市民等が参加する検討会の枠組みを維持し、検討を進めていきます。

また、事業の進捗に応じた説明会の開催やパブリックコメントなどを通じ、今後も市民の意見を把握し、基本計画に取り入れていきます。

6.3 基本計画の策定に向けて

基本計画の策定に当たっては、本基本構想を検討のガイドラインとして、基本構想で示した基本理念や役割に基づき、機能ごとのニーズを把握し、必要な諸室を精査した上で、諸室の面積、設備のほか、配置や動線など多岐にわたり検討を深めていきます。